

人吉市 こども計画

骨子案

令和6年10月

人吉市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画の背景と趣旨	1
2. 計画の性格と位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の対象	4
5. 計画の策定体制	5
第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く現状	6
1. 統計データからみる現状	6
2. アンケート調査結果のとりまとめ	22
3. 関係団体アンケート調査結果のとりまとめ	35
4. 第2期計画の取り組みの評価	39
5. 第2期計画の目標事業量の達成状況	45
6. 現状・課題のまとめ	49
第3章 計画の基本的な考え方	51
1. 基本理念	51
2. 基本目標	52
3. 施策の体系	53

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画の背景と趣旨

国では、これまで少子化対策として、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を、平成 24 年に「子ども・子育て 3 法」を制定し、各地方公共団体はそれらに基づき、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各事業が展開されてきました。

さらに、この 3 法に基づいて平成 27 年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

このような状況の中、人吉市（以下「本市」という。）においても、平成 27 年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「人吉市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後 2 期にわたって計画的な推進に取り組んできました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、本市のみならず全国的な課題となっていることに加えて、こどもや子育て家庭を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、対策が求められています。

こういった中で令和 5 年 4 月 1 日には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。これは日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざしたものとされています。同年 12 月 22 日には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定されました。これは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すもので、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

このたび策定する「人吉市こども計画」（以下「本計画」という。）は、本市の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進するために、そして令和 6 年度に計画期間が満了となる「第 2 期人吉市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第 2 期計画」という。）の後継である「第 3 期人吉市子ども・子育て支援事業計画」を含んだ計画として策定するものです。また、国から示されているように「市町村子どもの貧困対策計画」「市町村子ども・若者計画」などの内容も踏まえつつ、策定するものとします。

2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」に位置づけられ、本市におけるこども施策に関する事項を定める計画です。また、下記のこども施策に関連する事項を定める計画等を一体のものとして策定するものです。

加えて、本市の最上位計画である「人吉市総合計画」等の計画の方向性を踏まえるとともに、関連分野の個別計画との整合性を図るものとします。

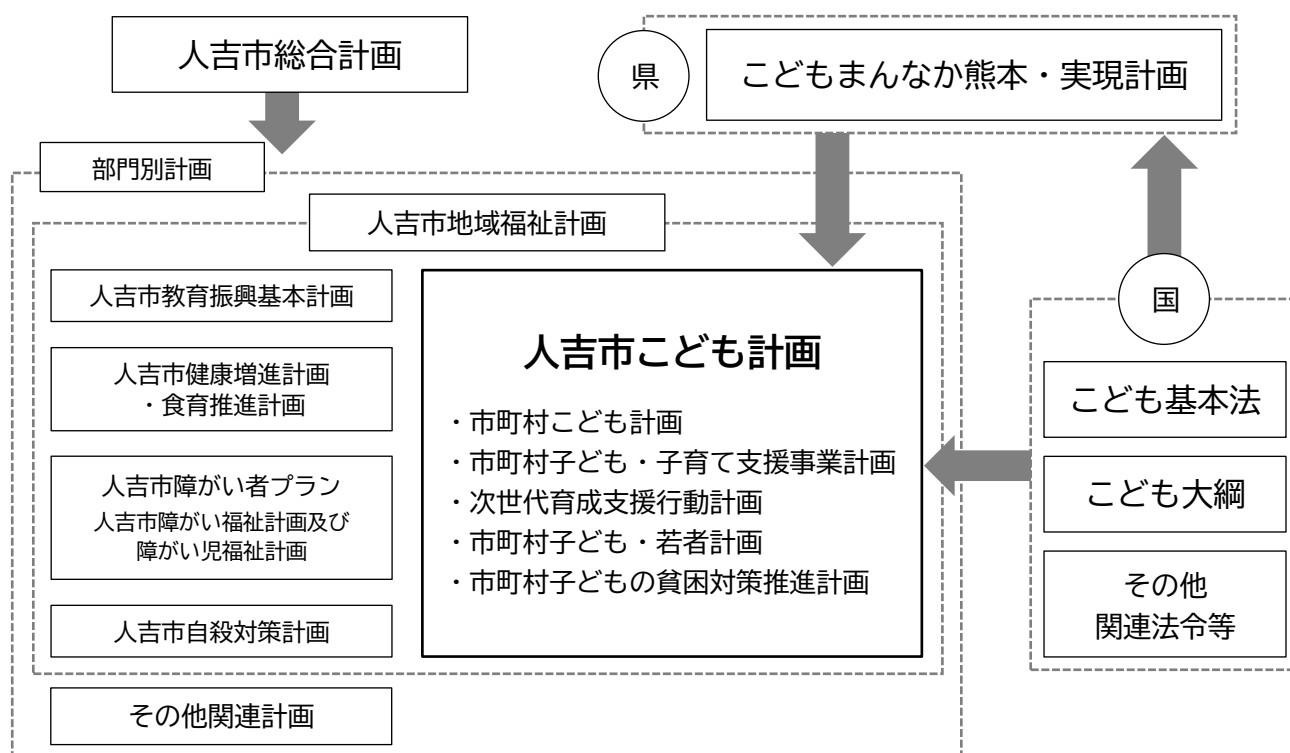
◆包含する計画と根拠法

- 「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく「次世代育成支援行動計画」
- 「子ども・若者育成支援法」第 9 条に基づく「市町村子ども・若者計画」
- 「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」第 10 条に基づく「市町村計画」

◆関係法令（こども基本法）抜粋

こども基本法 第10条第2項	市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
こども基本法 第10条第5項	市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

◆計画の位置づけ



◆こども大綱

常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものであり、こども施策を総合的に推進するための基本的方針等を定めています。

【基本的方針】

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

～ “こどもまんなか社会” とは～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」のこと。

3. 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
第2期 人吉市子ども・子育て支援事業計画									
				策定	人吉市こども計画（本計画）				

4. 計画の対象

本計画は、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

また、「こども基本法」において「こども」とは心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。本計画においては、若者の対象年齢については概ね 30 歳程度としますが、上記の考え方を踏まえ、施策や事業によっては明確に年齢で区分せず、必要なサポートが途切れないようにするものとします。

◆「こども基本法」抜粋

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

◆「こども大綱」抜粋

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしているように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している※。

※「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね 18 歳まで)、「青年期」(おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示す。
なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

5. 計画の策定体制

(1) アンケート調査

本計画の策定に向けて、こども・若者や子育て当事者の生活の状況、支援のニーズ等の把握を目的として、以下の通りアンケート調査を実施しました。また、令和5年度に熊本県が実施した「熊本県子どもの生活実態調査」から本市公立学校に通う小学5年生・中学2年生とその保護者の回答結果も本計画策定の検討資料として活用しました。

◆子育て支援に関するニーズ調査

項目	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査
調査対象者	市内在住の就学前児童の保護者全員	市内の学校に通う小学生児童の保護者全員
調査期間	令和6年6月24日～7月7日	
調査方法	WEB 回答方式	
配布数	803 件	1,074 件
有効回収数（率）	342 件（42.6%）	432 件（40.2%）

◆こども・若者の意識調査

項目	こども・若者の意識調査
調査対象者	本市在住の15～39歳市民から無作為抽出した1,500人
調査期間	令和6年7月29日～8月12日
調査方法	WEB 回答方式
配布数	1,500 件
有効回収数（率）	327 件（21.8%）

◆関係団体調査

項目	関係団体調査
調査対象者	本市のこども・若者の育成や子育て支援を行う関係団体
調査期間	令和6年7月29日～8月9日
調査方法	本人記述式
配布数	72 件
有効回収数（率）	56 件（77.8%）

(2) 人吉市子ども・子育て会議

こども・若者の育成や子育て支援に関する有識者や関係者等で構成される「人吉市子ども・子育て会議」において、計画に関する意見をうかがいながら策定しました。

(3) パブリックコメント

※実施後に記載します。

第2章

こどもと子育て家庭を取り巻く現状

1. 統計データからみる現状

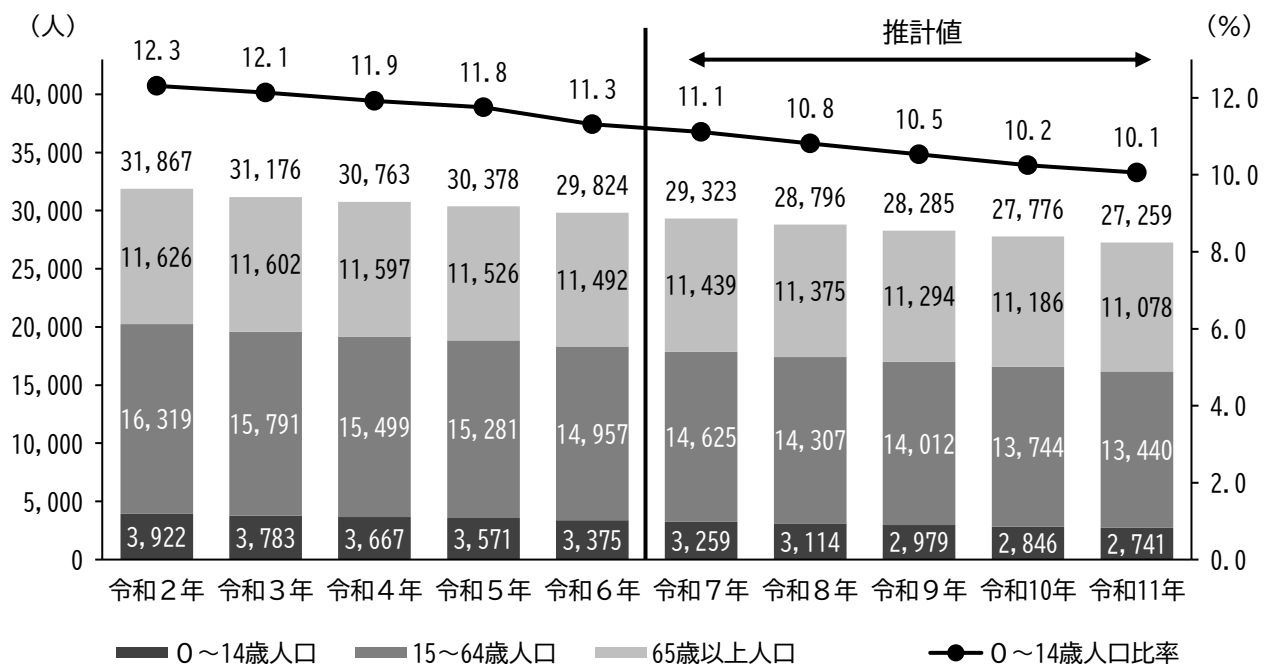
(1) 人口の動態

①人口の推移

本市の人口の推移をみると、総人口は減少が続き、令和6年には30,000人を下回りました。

こども・若者人口も同様に減少が続いており、0～29歳人口は令和10年に6,000人を下回ると予測されています。また、一般的に妊娠・出産に適した年齢とされる15～49歳の女性人口の減少も続いていることから、今後も少子化が進展することが予想されます。

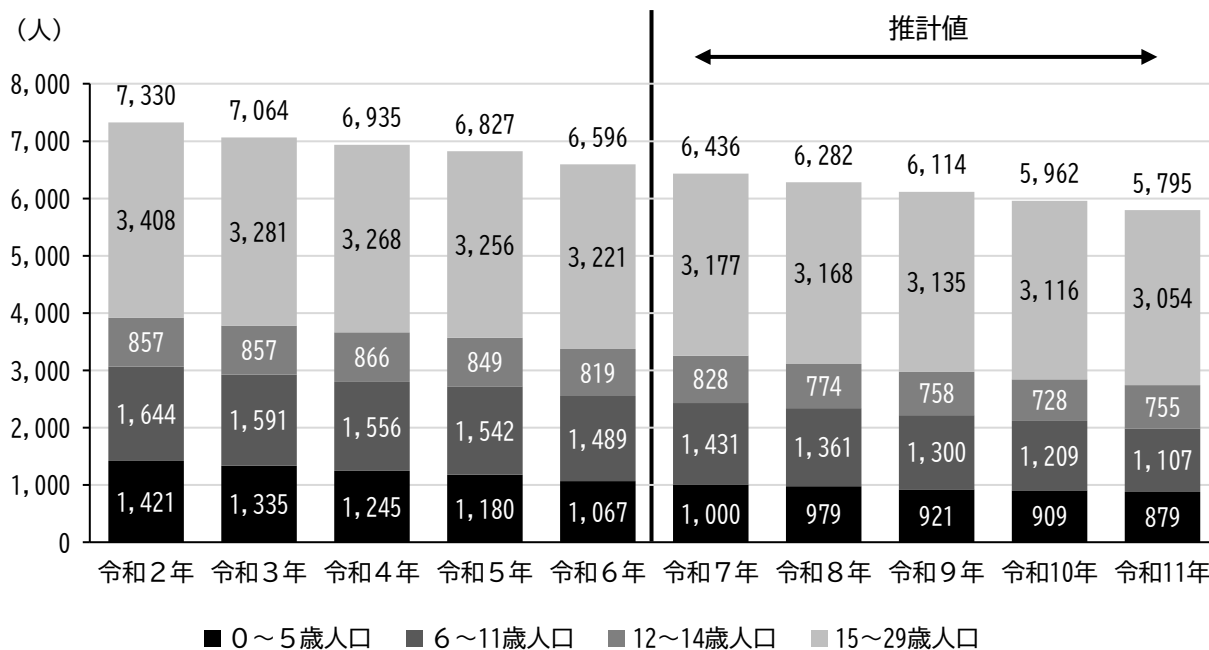
◆総人口の推移・推計



出典：令和2年から令和6年は住民基本台帳（各年3月末時点）

令和7年から令和11年は令和2年から令和6年の人口実績を基にコーホート変化率法により推計

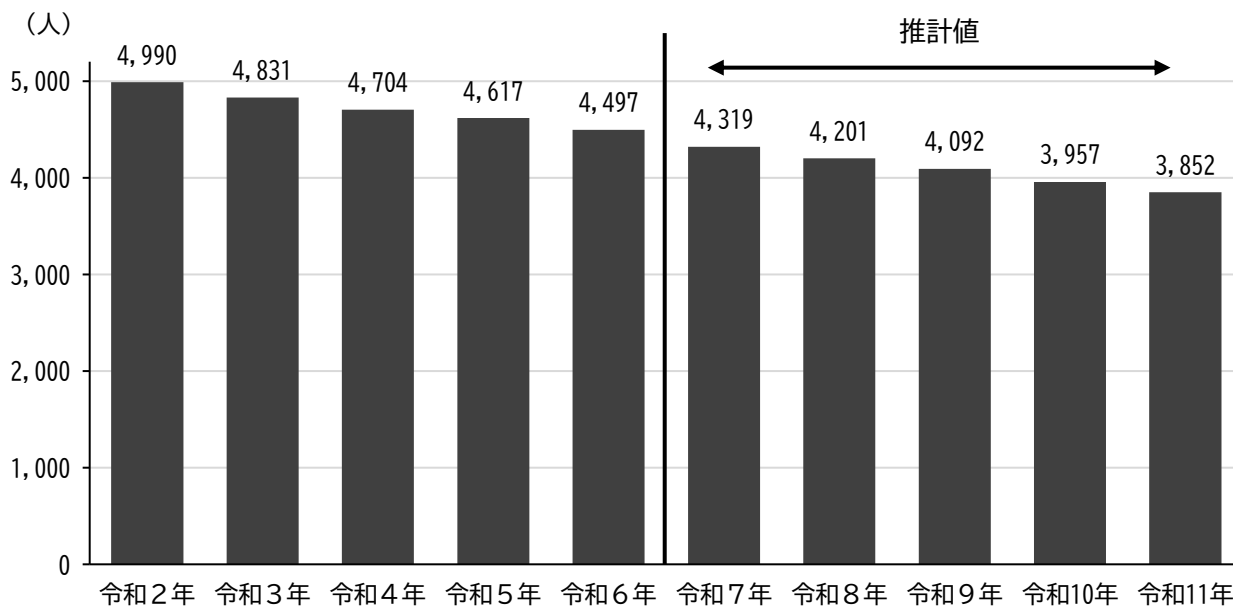
◆こども・若者人口の推移



出典：令和2年から令和6年は住民基本台帳（各年3月末時点）

令和7年から令和11年は令和2年から令和6年の人口実績を基にコーホート変化率法により推計

◆15～49歳女性人口の推移



出典：令和2年から令和6年は住民基本台帳（各年3月末時点）

令和7年から令和11年は令和2年から令和6年の人口実績を基にコーホート変化率法により推計

(2) 世帯の状況

①こどもがいる世帯の状況

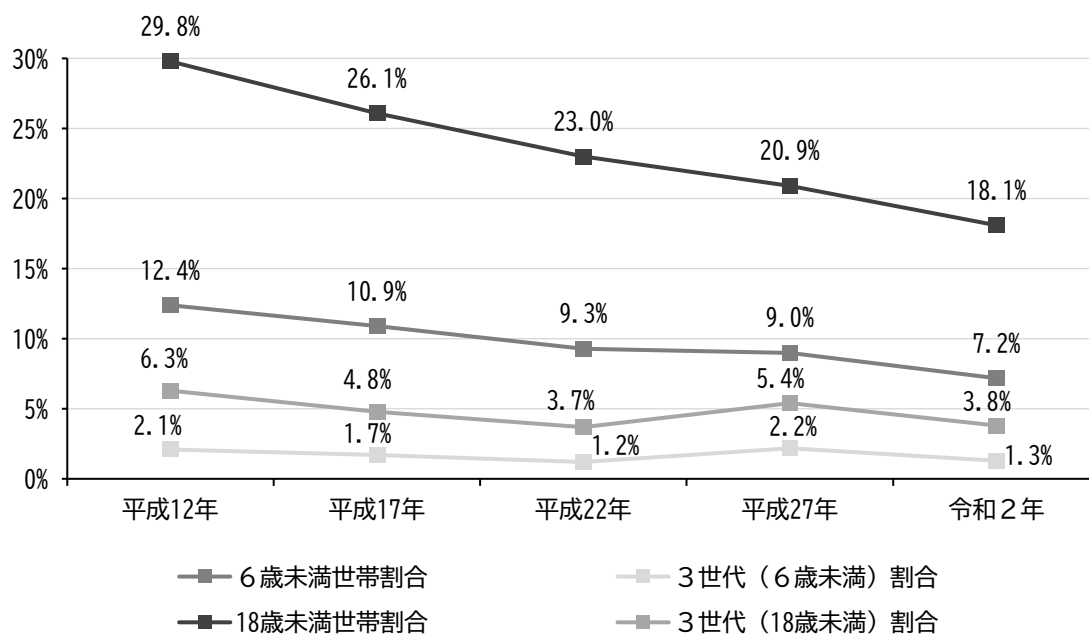
全世帯数は、大幅な増減はありませんが、6歳未満及び18歳未満の親族がいる世帯数とその中での3世代世帯数はいずれも減少傾向が続いています。18歳未満世帯の割合は、平成12年から令和2年で11.7ポイント減少しました。

◆6歳未満及び18歳未満の親族がいる世帯数とその中での3世代世帯数

年度	全世帯数	6歳未満世帯		3世代（6歳未満）		18歳未満世帯		3世代（18歳未満）	
		世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
H12	13,998	1,731	12.4%	300	2.1%	4,168	29.8%	886	6.3%
H17	14,094	1,534	10.9%	236	1.7%	3,684	26.1%	680	4.8%
H22	13,956	1,304	9.3%	170	1.2%	3,210	23.0%	513	3.7%
H27	13,795	1,241	9.0%	299	2.2%	2,878	20.9%	749	5.4%
R 2	13,236	958	7.2%	170	1.3%	2,394	18.1%	504	3.8%

資料：国勢調査

◆6歳未満及び18歳未満の親族がいる世帯とその中での3世代世帯の割合



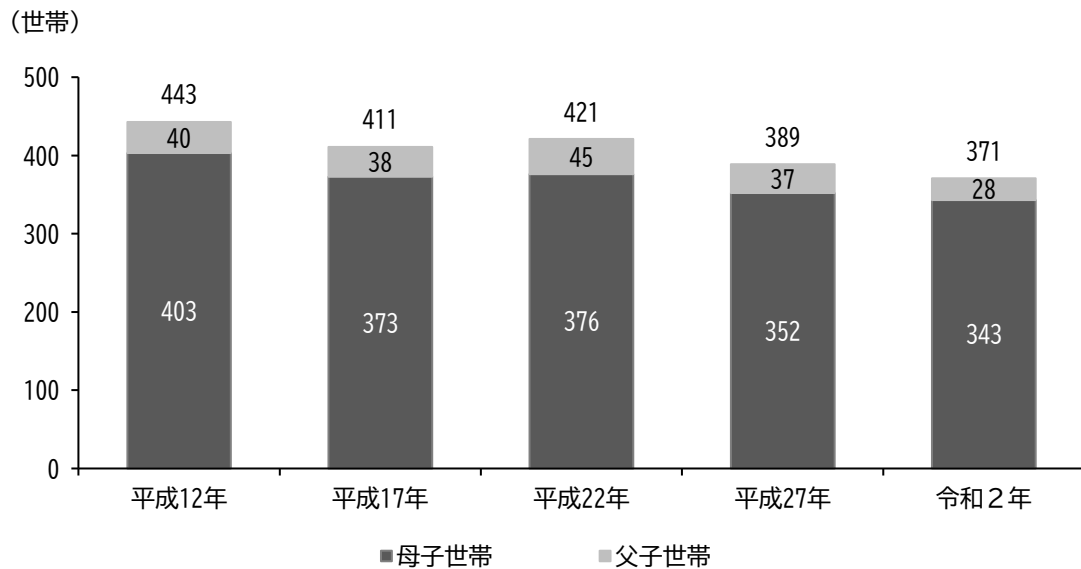
資料：国勢調査

②母子・父子世帯数及び児童扶養手当受給世帯数の状況

18歳未満親族のいるひとり親と子ども世帯数は、母子世帯と父子世帯ともに減少傾向にあり、平成12年から令和2年で72世帯減少しました。

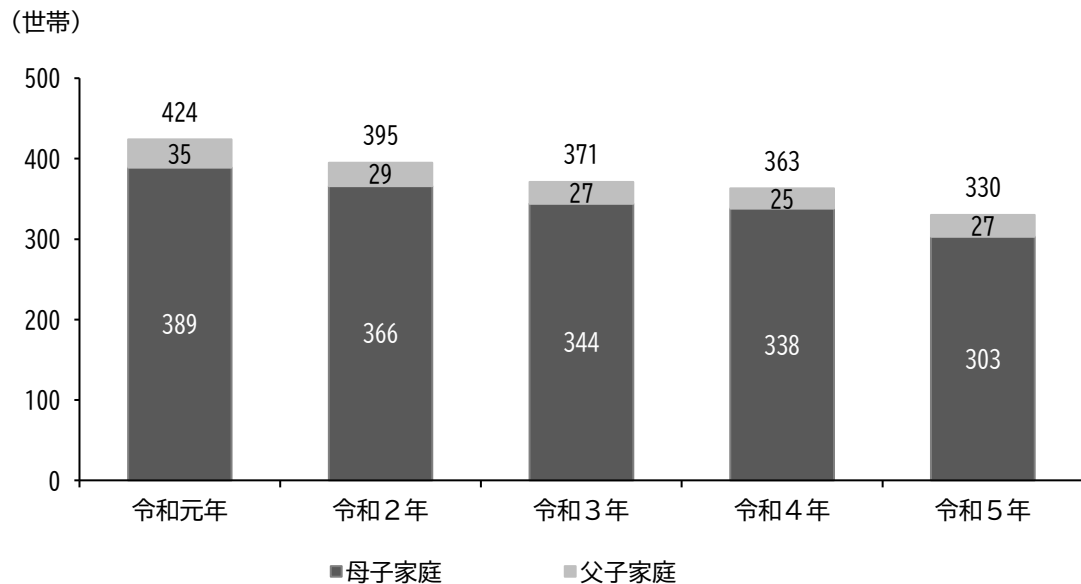
児童扶養手当受給世帯数も減少傾向にあり、令和元年から令和5年で94世帯減少しました。

◆18歳未満親族のいるひとり親と子ども世帯



資料：国勢調査

◆児童扶養手当受給世帯数



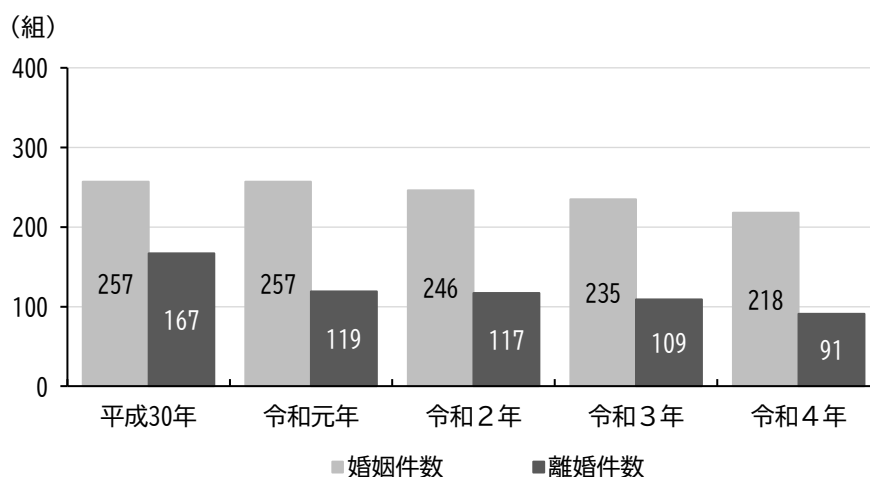
資料：子ども未来課

(3) 婚姻の状況

①婚姻・離婚数の状況

婚姻件数と離婚件数ともに減少が続いています。婚姻件数は平成30年から令和4年で39組減少しました。

◆婚姻・離婚件数の推移



資料：国勢調査

②未婚率の状況

未婚率は、全ての性別・年齢別区分で増加傾向にあります。平成12年から令和2年の増減をみると、25～39歳の男性はいずれの区分でも9ポイント以上増加しました。

◆男性の未婚率

	H12	H17	H22	H27	R 2	H12⇒R 2の増減
20～24 歳	80.1%	82.8%	82.7%	89.2%	84.3%	4.2 ポイント増
25～29 歳	57.2%	58.3%	58.8%	65.2%	66.2%	9.0 ポイント増
30～34 歳	35.7%	39.4%	41.8%	39.9%	44.8%	9.1 ポイント増
35～39 歳	23.3%	25.9%	32.1%	31.7%	32.3%	9.0 ポイント増

資料：国勢調査

◆女性の未婚率

	H12	H17	H22	H27	R 2	H12⇒R 2の増減
20～24 歳	75.7%	76.4%	74.8%	78.9%	83.8%	8.1 ポイント増
25～29 歳	45.0%	46.1%	49.4%	51.3%	54.1%	9.1 ポイント増
30～34 歳	23.5%	26.3%	30.6%	28.6%	30.6%	7.1 ポイント増
35～39 歳	14.3%	16.6%	20.4%	22.8%	23.1%	8.8 ポイント増

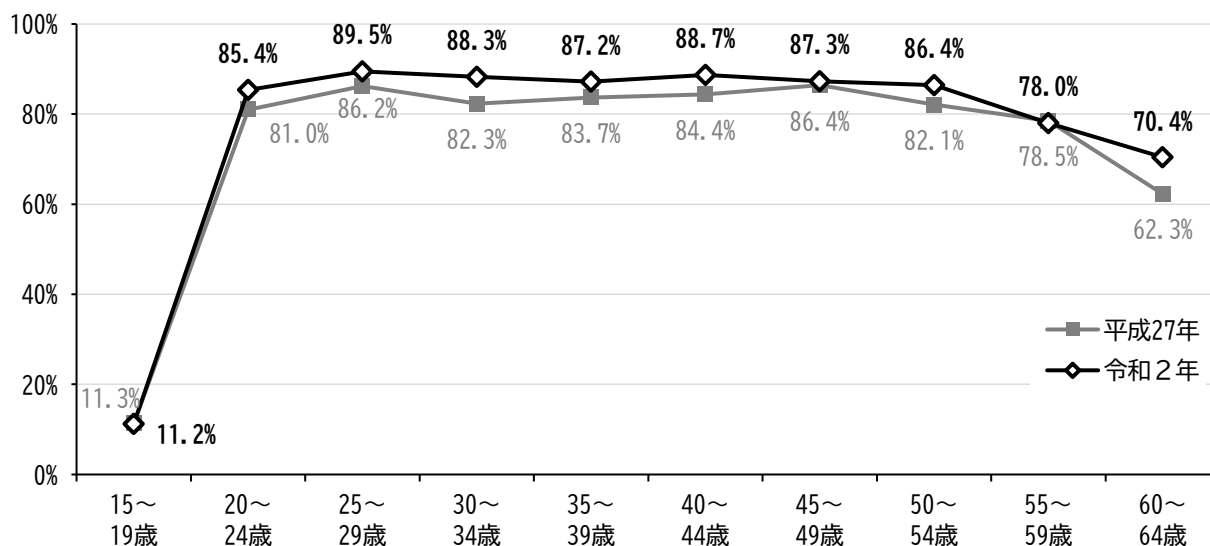
資料：国勢調査

(4) 就労の状況

①女性の就労の状況

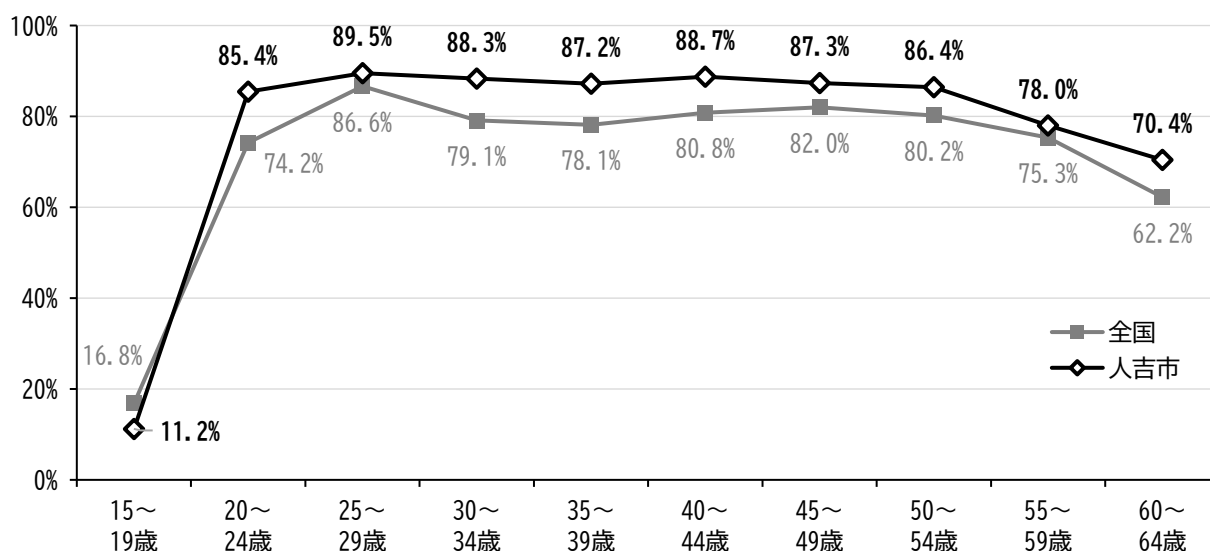
令和2年の女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」の底が平成27年に比べ、浅くなっています。全国と比較すると、20歳以上の年齢階級全てで上回っており、「M字カーブ」の底も浅くなっています。

◆女性の労働力率〈平成27年と令和2年の経年比較〉



資料：国勢調査

◆女性の労働力率〈全国との比較（令和2年）〉

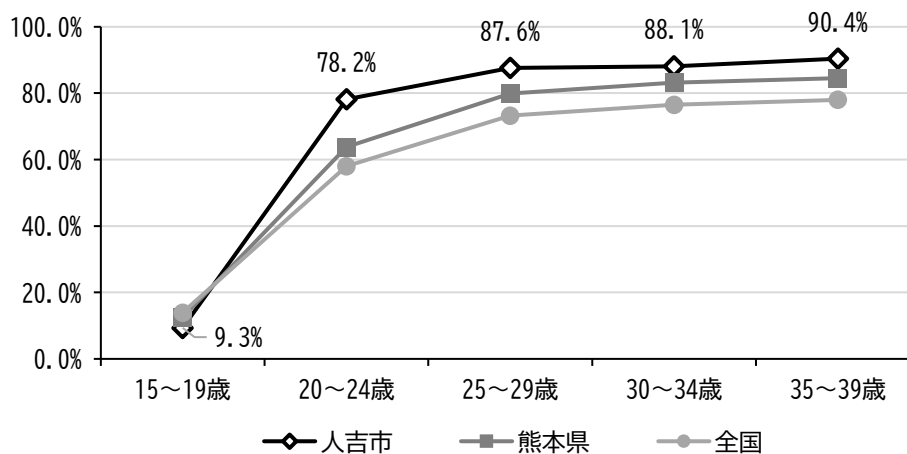


資料：国勢調査

②若者の就業状況

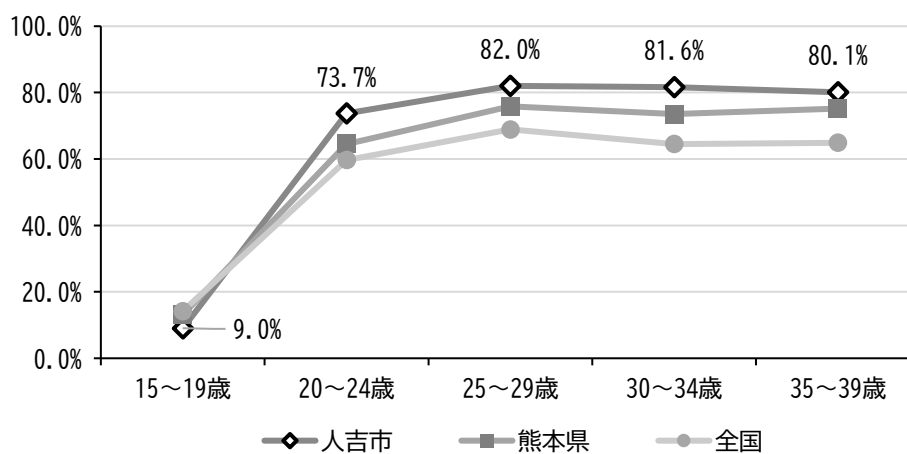
若者の就業率は、男女ともに 20 歳～39 歳までのいずれの年齢階級でも全国と熊本県を上回っています。

◆若年男性の年齢階級別就業率〈全国・熊本県との比較（令和 2 年）〉



資料：国勢調査

◆若年女性の年齢階級別就業率〈全国・熊本県との比較（令和 2 年）〉



資料：国勢調査

（５）貧困の状況

①生活保護の状況

令和５年の生活保護受給世帯数と受給人員数は、令和元年に比べ減少していますが、前年の令和４年からは増加しています。また、１８歳未満人口に占める割合も同様の傾向がみられます。

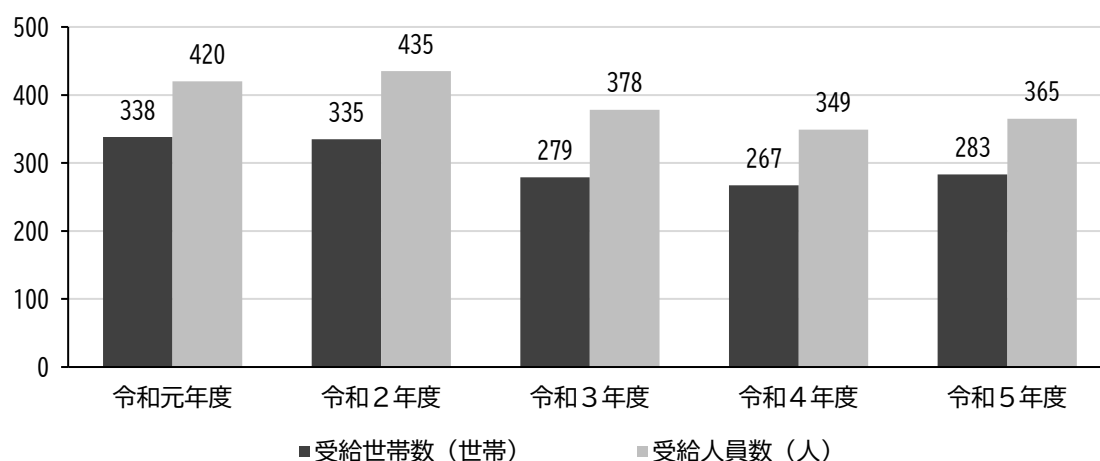
保護率をみると、令和元年以降減少が続いており、令和４年は１１．７４％となっています。また、熊本県と比較すると、令和元年では１４．０７％で並んでいましたが、令和４年は２ポイント以上低くなっています。

◆生活保護受給者の状況

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
受給世帯数（世帯）		338	335	279	267	283
受給人員数	１８歳未満（人）	42	40	36	30	31
	１８～２９歳（人）	8	10	7	11	10
	３０歳以上（人）	370	385	335	308	324
	計（人）	420	435	378	349	365
１８歳未満人口（人）		4,791	4,648	4,500	4,431	4,221
１８歳未満人口に占める割合（％）		0.88	0.86	0.80	0.68	0.73

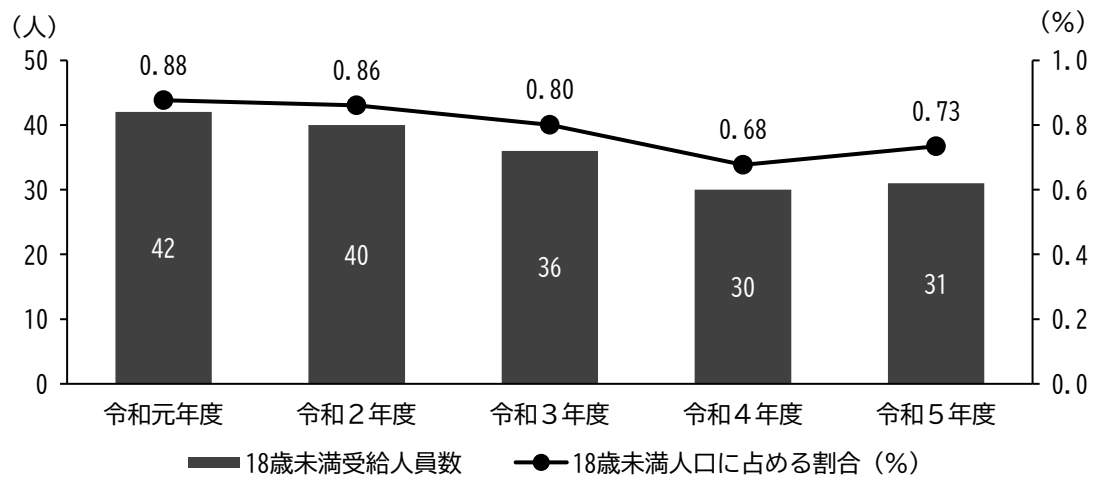
資料：福祉課

◆生活保護受給世帯数・人員数の推移



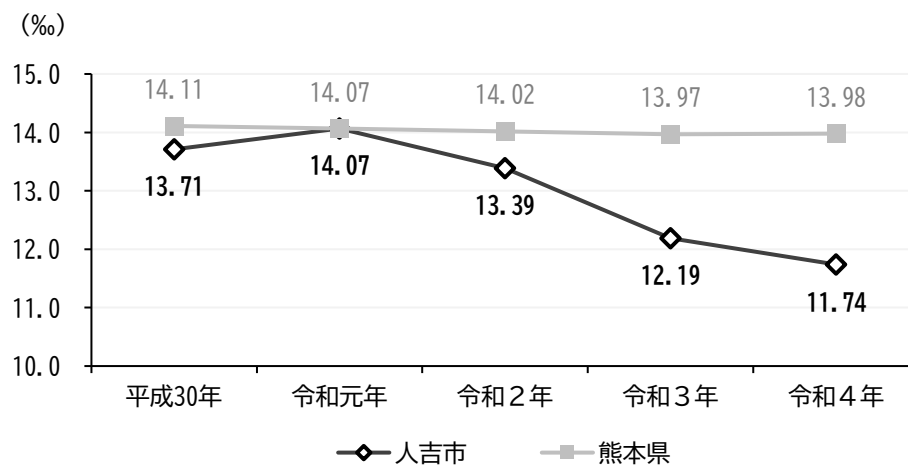
資料：福祉課

◆18歳未満生活保護受給者の推移



資料：福祉課

◆保護率の推移（人口千人対）



資料：熊本県の生活保護

②就学援助の状況

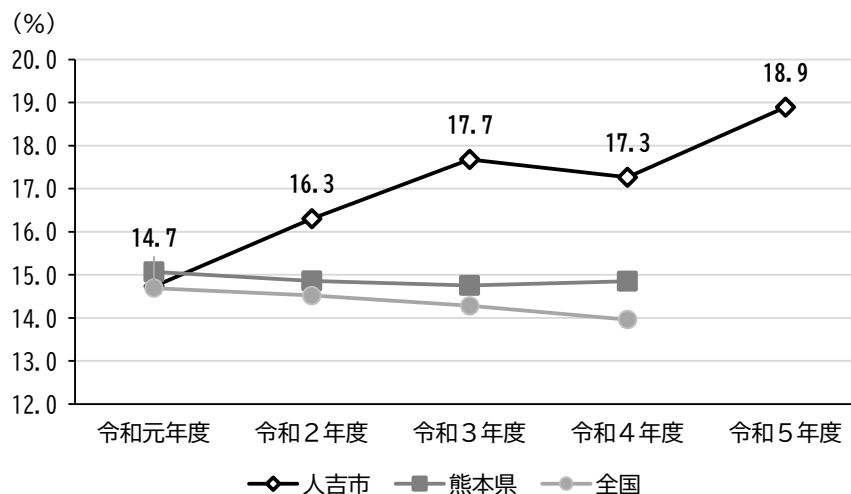
本市の就学援助対象児童・生徒をみると、準要保護児童・生徒数が増加傾向にあり、就学援助率は令和元年から令和5年で4.2ポイント増加しました。また、就学援助率を熊本県・全国と比較すると、令和元年では同程度だったのが、令和2年以降は大きく上回って推移が続いています。

◆就学援助対象児童・生徒の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童・生徒総数（人）	2,539	2,478	2,410	2,363	2,281
要保護児童・生徒数（人）	19	16	14	13	15
準要保護児童・生徒数（人）	355	388	412	395	416
就学援助率（％）	14.7	16.3	17.7	17.3	18.9

資料：児童・生徒総数と準要保護児童・生徒数は学校教育課、要保護児童・生徒数は福祉課

◆就学援助率の推移（熊本県、全国との比較）



資料：人吉市は学校教育課と福祉課のデータより算出、熊本県と全国は文部科学省「就学援助実施状況等調査結果」

（6）虐待の状況

①虐待に関する相談件数

虐待に関する相談件数の合計は、令和4年に大幅に増加し、前年の令和3年から28件増加しました。内訳をみると、特に心理的虐待の件数が増加しています。

◆虐待種別ごとの相談件数の推移

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体的虐待	8	12	2	10	9
性的虐待	0	3	0	2	0
心理的虐待	4	8	3	24	19
ネグレクト	5	3	6	3	5
合計	17	26	11	39	33

資料：市町村における養護相談の理由別対応件数

(7) 妊娠・出産や乳幼児の健康の状況

①妊娠・出産の状況

妊娠 11 週未満の届出率は減少傾向で推移しており、令和 5 年は 76.0%で令和元年に比べ 15.1 ポイント低下しました。

低出生体重児の出生割合は、令和 3 年に大幅に上昇しましたが、その後は低下が続き、令和 5 年は 6.6%と令和元年と同程度となっています。

◆妊娠 11 週未満の届出率・低出生体重児の出生割合の推移

単位：％

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
妊娠 11 週未満の届出率	91.1	89.1	80.4	81.2	76.0
低出生体重児の出生割合	6.2	3.4	11.1	8.8	6.6

資料：保健センター

②乳幼児の健康について

乳幼児健康診査の受診率は、いずれの健診も概ね 100%前後で推移しています。

むし歯保有率・一人当たりのむし歯保有本数の推移をみると、1 歳 6 か月児と 3 歳児ともに改善傾向にあります。しかし、熊本県との比較においては、令和 4 年時点でむし歯保有率と一人当たりのむし歯保有本数はともに県平均を上回っている状況です。

◆乳幼児健康診査の受診率の推移

単位：％

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
3 か月児健診	98	98	96	96	98
7 か月児健診	100	97	96	101	100
1 歳 6 か月児健診	98	99	99	101	98
3 歳児健診	100	99	97	101	96

資料：保健センター

◆むし歯保有率・一人当たりのむし歯保有本数の推移

			令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1 歳 6 か月 健診	むし歯保有率（％）	人吉市	2.95	1.90	0.60	1.52	1.66
		熊本県	1.76	2.00	1.37	1.20	未公表
	一人当たりの むし歯保有本数（本）	人吉市	0.072	0.052	0.006	0.040	0.050
		熊本県	0.030	0.030	0.020	0.020	未公表
3 歳児健診	むし歯保有率（％）	人吉市	21.65	23.65	20.26	24.27	11.36
		熊本県	18.91	18.37	16.59	14.82	未公表
	一人当たりの むし歯保有本数（本）	人吉市	0.66	0.80	0.77	0.79	0.35
		熊本県	0.40	0.39	0.33	0.28	未公表

資料：保健センター

(8) 子育て支援サービス等の状況

① 幼児教育・保育の状況

幼児教育・保育サービスの利用状況は以下の通りです。

◆認可保育所入所状況の推移〈年齢別〉

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	児童総数(人)	955	773	568	400	221
	入所児童数(人)	35	28	14	21	17
	入所率(%)	3.7%	3.6%	2.5%	5.3%	7.7%
1歳児	児童総数(人)	246	195	220	175	180
	入所児童数(人)	68	59	62	56	47
	入所率(%)	27.6%	30.3%	28.2%	32.0%	26.1%
2歳児	児童総数(人)	248	246	189	218	161
	入所児童数(人)	87	70	52	68	48
	入所率(%)	35.1%	28.5%	27.5%	31.2%	29.8%
3歳児	児童総数(人)	306	251	235	188	211
	入所児童数(人)	98	86	59	56	68
	入所率(%)	32.0%	34.3%	25.1%	29.8%	32.2%
4歳児	児童総数(人)	272	293	249	230	176
	入所児童数(人)	86	102	80	61	51
	入所率(%)	31.6%	34.8%	32.1%	26.5%	29.0%
5歳児	児童総数(人)	286	261	284	241	223
	入所児童数(人)	96	83	86	83	61
	入所率(%)	33.6%	31.8%	30.3%	34.4%	27.4%

資料：こども未来課

◆認定こども園入所状況の推移〈年齢別〉

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	児童総数（人）	955	773	568	400	221
	入所児童数（人）	33	32	35	26	24
	入所率（％）	3.5%	4.1%	6.2%	6.5%	10.9%
1歳児	児童総数（人）	246	195	220	175	180
	入所児童数（人）	122	85	102	84	94
	入所率（％）	49.6%	43.6%	46.4%	48.0%	52.2%
2歳児	児童総数（人）	248	246	189	218	161
	入所児童数（人）	109	130	91	113	85
	入所率（％）	44.0%	52.8%	48.1%	51.8%	52.8%
3歳児	児童総数（人）	306	251	235	188	211
	1号入所児童数（人）	51	48	49	38	36
	2号入所児童数（人）	94	74	90	71	90
	入所率（％）	47.4%	48.6%	59.1%	58.0%	59.7%
4歳児	児童総数（人）	272	293	249	230	176
	1号入所児童数（人）	42	42	49	50	46
	2号入所児童数（人）	93	103	85	93	63
	入所率（％）	49.6%	49.5%	53.8%	62.2%	61.9%
5歳児	児童総数（人）	286	261	284	241	223
	1号入所児童数（人）	50	42	54	50	55
	2号入所児童数（人）	94	95	109	86	87
	入所率（％）	50.3%	52.5%	57.4%	56.4%	63.7%

資料：こども未来課

◆認可保育所入所状況の推移〈保育所別〉

単位：人

保育所名	公私 区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		定員数	入所数	定員数	入所数	定員数	入所数	定員数	入所数	定員数	入所数
おこば保育園	私立	60	46	60	46	-	-	-	-	-	-
こばと保育園	私立	110	84	100	84	100	78	100	82	100	75
善隣保育園	私立	100	79	80	64	70	49	60	41	50	34
林保育園	私立	80	64	60	51	60	50	60	53	60	42
蓬萊保育園	私立	110	94	100	83	100	78	90	70	80	60
ひまわり保育園	私立	90	71	90	65	90	64	90	64	90	54
管外保育所	公立	40	1	40	1	0	0	0	0	0	0
	私立	680	32	800	34	690	34	620	35	380	27

資料：こども未来課

◆認定こども園入所状況の推移〈認定こども園別〉

単位：人

保育所名	公私 区分	認定 区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			定員数	入所数	定員数	入所数	定員数	入所数	定員数	入所数	定員数	入所数
あいだ こども園	私立	1号	15	14	15	11	15	12	15	11	15	12
		2・3号	100	79	90	78	90	76	90	66	80	58
泉田 こども園	私立	1号	15	15	15	12	15	14	15	13	15	12
		2・3号	95	76	85	76	90	67	75	56	75	58
さざなみ 保育園	私立	1号	15	13	15	9	15	13	15	10	15	12
		2・3号	85	61	85	57	85	54	85	60	85	49
せん月 保育園	私立	1号	15	11	15	14	15	15	15	14	10	8
		2・3号	40	26	30	27	30	23	30	18	20	20
中原 こども園	私立	1号	25	20	25	23	25	21	25	21	25	21
		2・3号	130	106	110	91	90	83	90	82	90	68
人吉 こども園	私立	1号	25	19	25	18	25	17	25	20	25	17
		2・3号	95	66	90	57	90	50	90	39	70	35
人吉乳児 保育園	私立	1号	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
		2・3号	75	67	75	62	75	60	75	56	75	58
おこば こども園	私立	1号	0	0	0	0	15	12	15	12	15	11
		2・3号	60	46	60	46	45	33	40	27	40	30
青井 幼稚園	私立	1号	25	13	15	11	15	11	15	5	15	6
		2・3号	35	33	45	33	45	34	45	36	45	34
人吉中央 幼稚園	私立	1号	25	22	25	18	25	21	25	15	25	22
		2・3号	30	26	30	27	30	25	30	26	30	26
管外 こども園	公立	1号	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0
		2・3号	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0
	私立	1号	—	1	—	1	—	1	—	2	—	1
		2・3号	—	5	—	11	—	7	—	7	—	7

資料：こども未来課

◆特別保育等の実施状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延長保育	実施か所数（か所）	15	15	15	15	15
	利用児童数（人）	577	540	449	426	393
障がい児保育	実施か所数（か所）	5	3	5	4	4
	利用児童数（人）	5	5	7	5	4
一時預かり	実施か所数（か所）	15	15	15	15	15
	利用児童数（人）	450	272	101	155	240

資料：こども未来課

◆幼稚園入園状況の推移〈年齢別〉

単位：人

幼稚園名	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	定員数	入所数	定員数	入所数	定員数	入所数	定員数	入所数	定員数	入所数
人吉幼稚園	90	62	75	53	75	44	60	34	60	33

資料：こども未来課

◆幼稚園入園状況の推移〈施設別〉

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2歳児	0	0	0	0	0
3歳児	19	14	14	9	10
4歳児	27	16	14	14	9
5歳児	16	23	16	11	14
合計	62	53	44	34	33

資料：こども未来課

②放課後児童クラブの状況

市内放課後児童クラブの利用状況は以下の通りです。

◆放課後児童クラブ年間平均登録児童数の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
あいだ学童クラブ	22	29	35	33	
泉田学童クラブ	41	67	62	61	
おこば学童クラブ	—	16	27	30	
クローバー学童クラブ	35	49	37	38	
こばと学童クラブ	—	—	22	31	
さざなみ学童クラブ	33	28	29	38	
せん月学童クラブ	—	—	21	24	
善隣学童クラブ	37	36	25	34	
中央わかあゆ学童クラブ	21	21	19	18	
中原学童クラブ	104	100	65	55	
林学童クラブ	—	—	—	—	
ひまわり学級	45	45	45	45	
蓬萊学童クラブ	35	40	38	31	
わくわく学童クラブ	46	20	48	50	
合計	419	451	473	488	

資料：こども未来課

③子育て支援センターの状況

市内子育て支援センターの利用状況は以下の通りです。

◆子育て支援センター利用者数の推移

単位：人

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
九ちゃんクラブ※	2,959	39	1,060	2,437	2,819

資料：こども未来課

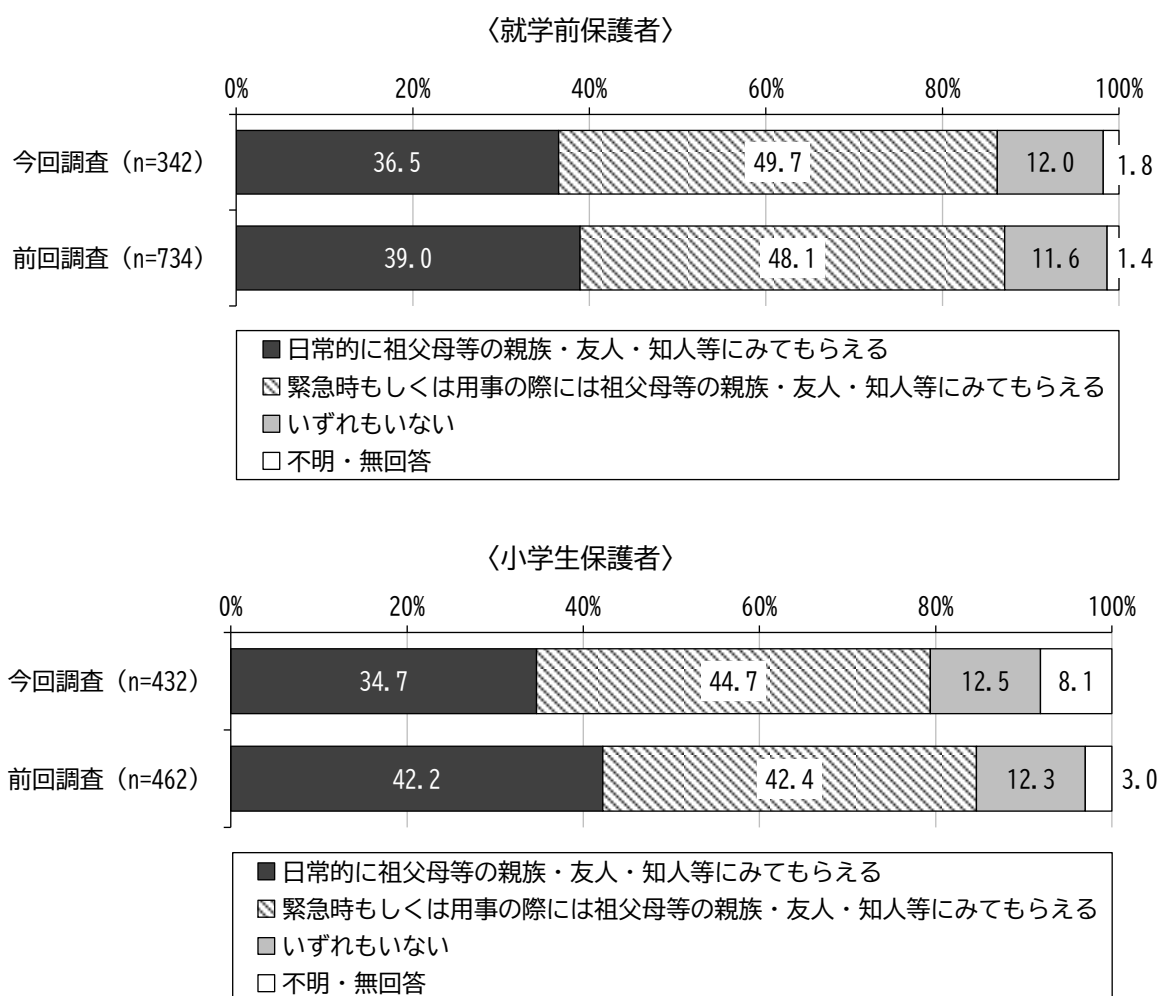
※新型コロナウイルス感染症及び令和２年７月豪雨被災のため令和２年４月１３日から令和３年５月３１日まで閉館

2. アンケート調査結果のとりまとめ

令和6年度に実施した各種アンケート調査の結果と令和5年度に熊本県が実施した「熊本市子どもの生活実態調査」から本市公立学校に通う小学5年生・中学2年生とその保護者の回答結果を抜粋し、以下にとりまとめを行いました。

(1) 子育てに関する家庭の状況について

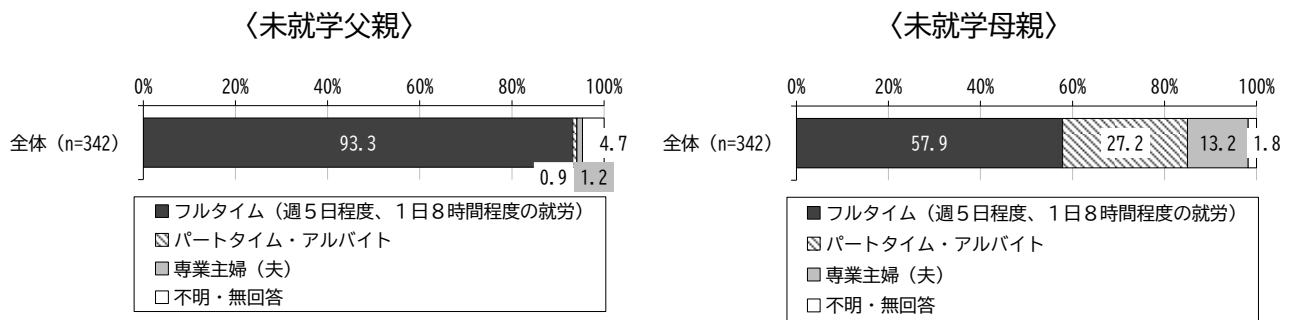
①日頃、こどもを見てもらえる祖父母等の親族・友人・知人等はあるか【ニーズ調査】



就学前保護者は、「日常的に祖父母等の親族・友人・知人等にみてもらえる」と「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族・友人・知人等にみてもらえる」の合計が86.2%となっており、前回調査と同程度となっています。

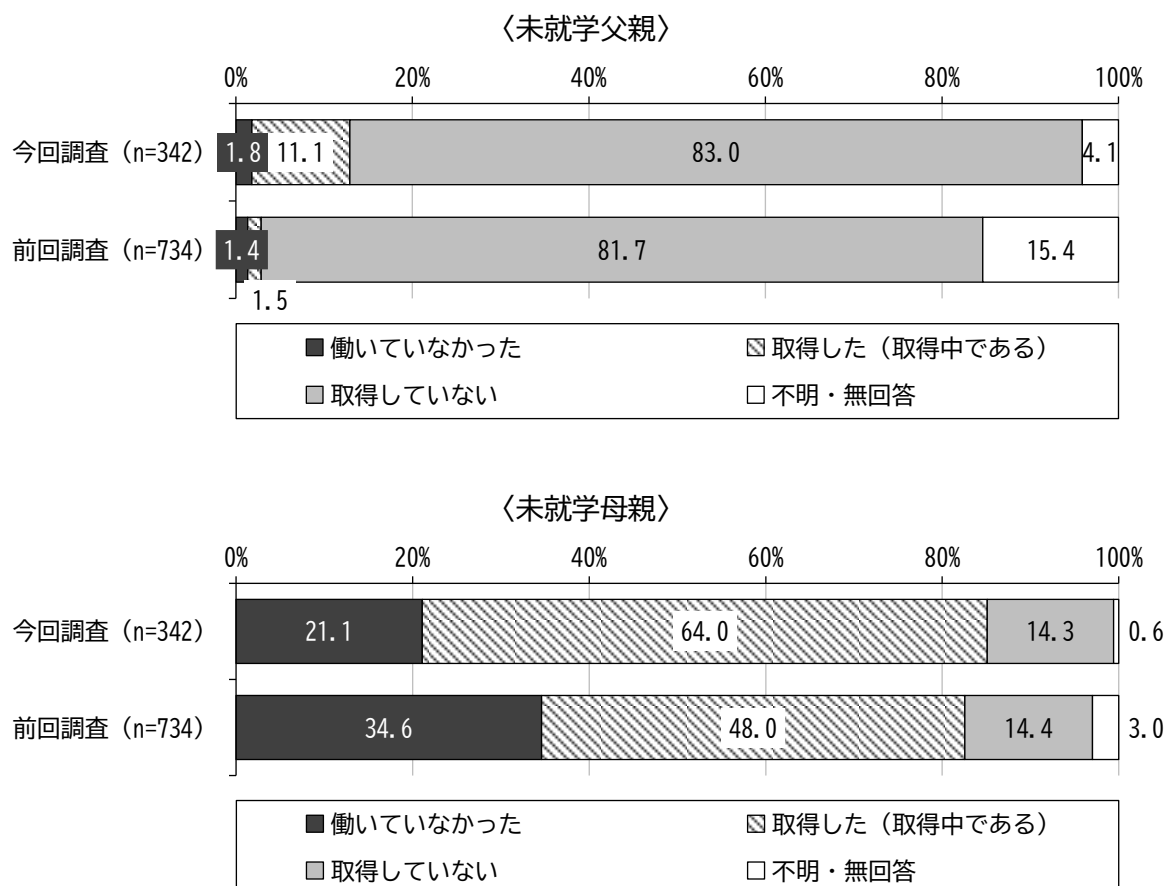
小学生保護者は、「日常的に祖父母等の親族・友人・知人等にみてもらえる」が前回調査から7.5ポイント減少しており、「日常的に祖父母等の親族・友人・知人等にみてもらえる」と「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族・友人・知人等にみてもらえる」の合計は8割を下回っています。

②現在の就労状況【ニーズ調査】

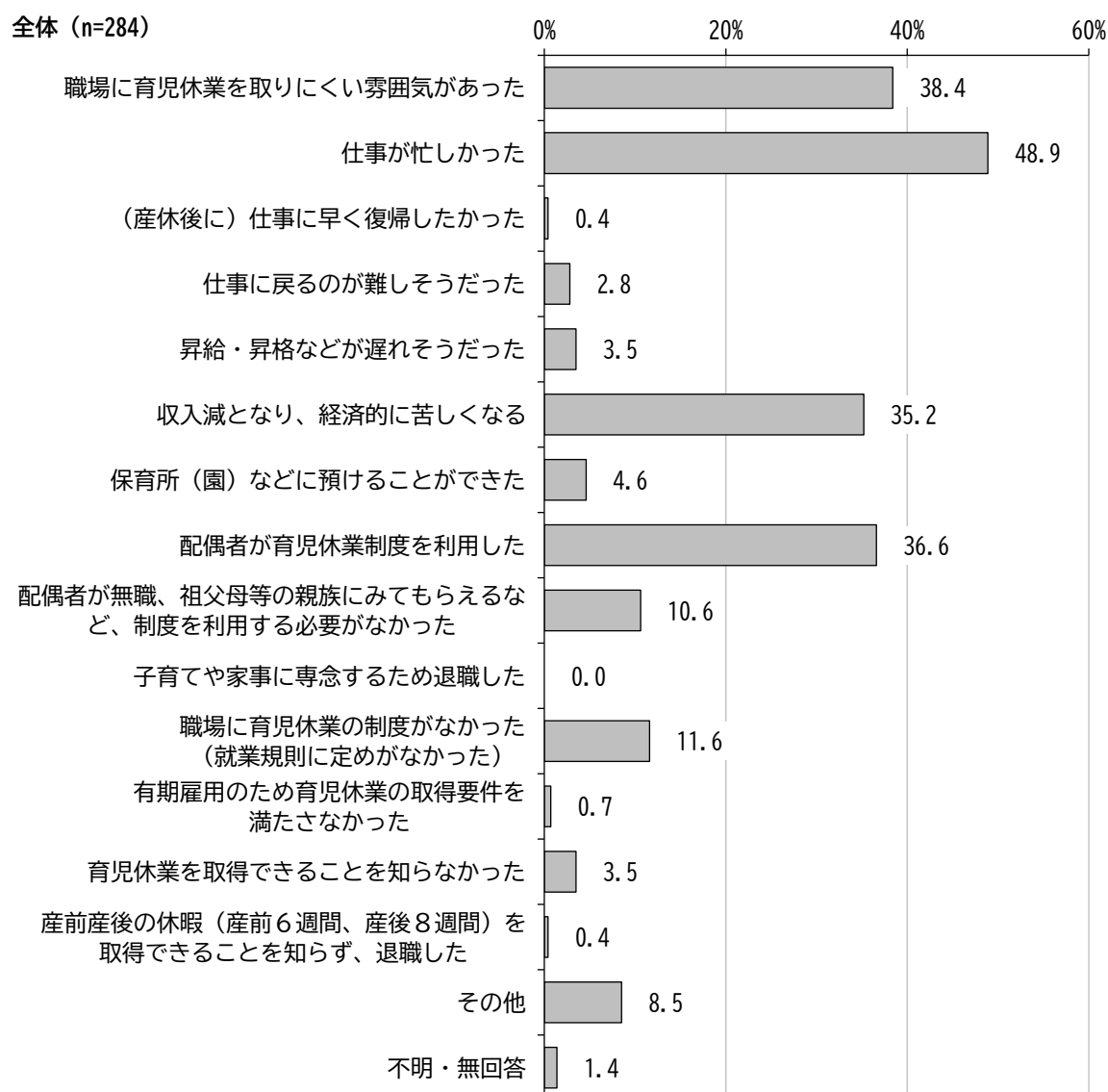


未就学児童保護者の就労状況は、父親は94.2%、母親は85.1%が「フルタイム」もしくは「パートタイム・アルバイト」となっており、多くの家庭で働きながら子育てを行っている状況です。

③育児休業の取得状況【ニーズ調査】



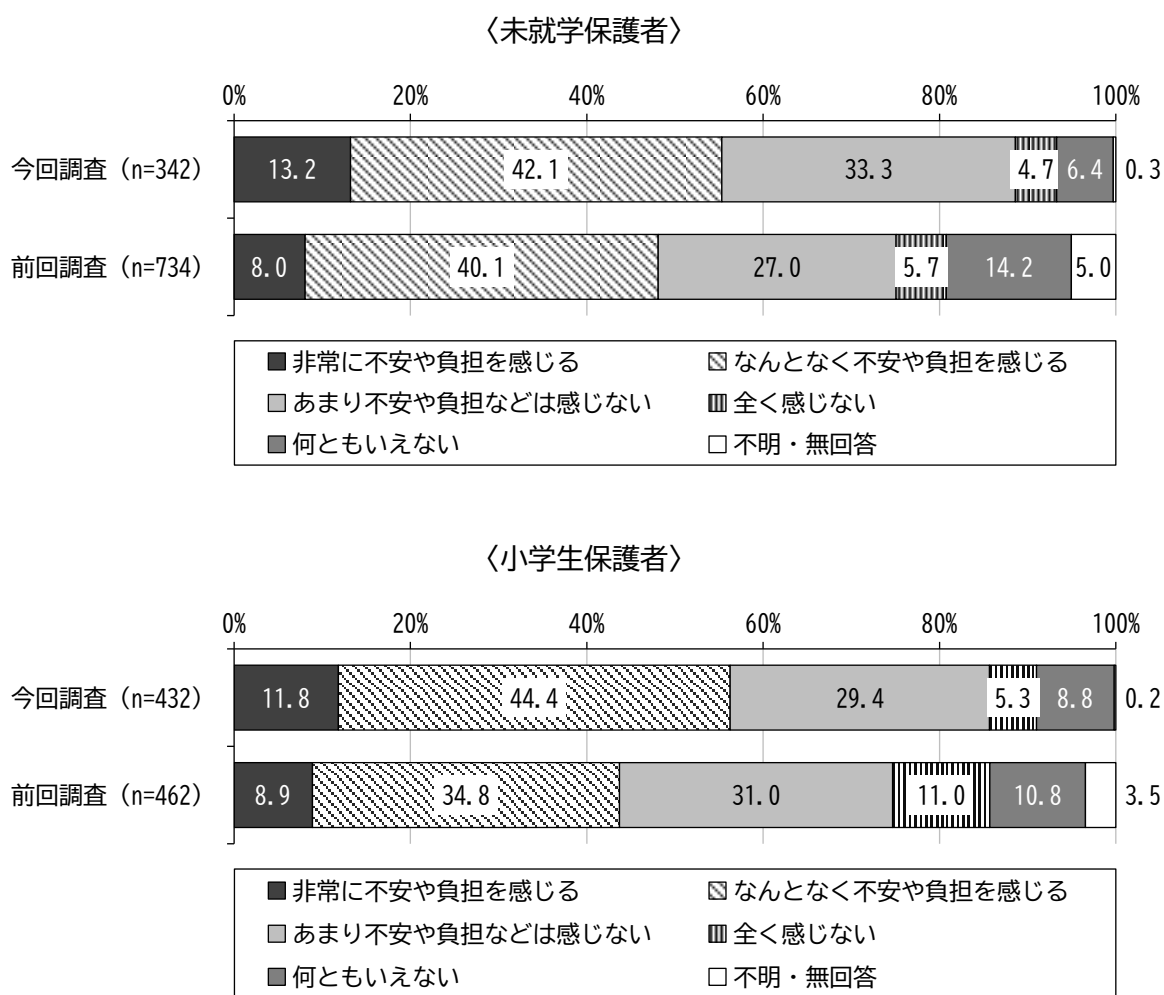
〈未就学父親の「取得していない」理由〉



育児休業の取得状況をみると、母親は「取得した(取得中である)」が前回調査に比べ16.0ポイント増加しており、「働いていなかった」と「取得した(取得中である)」の合計が85.1%となっています。

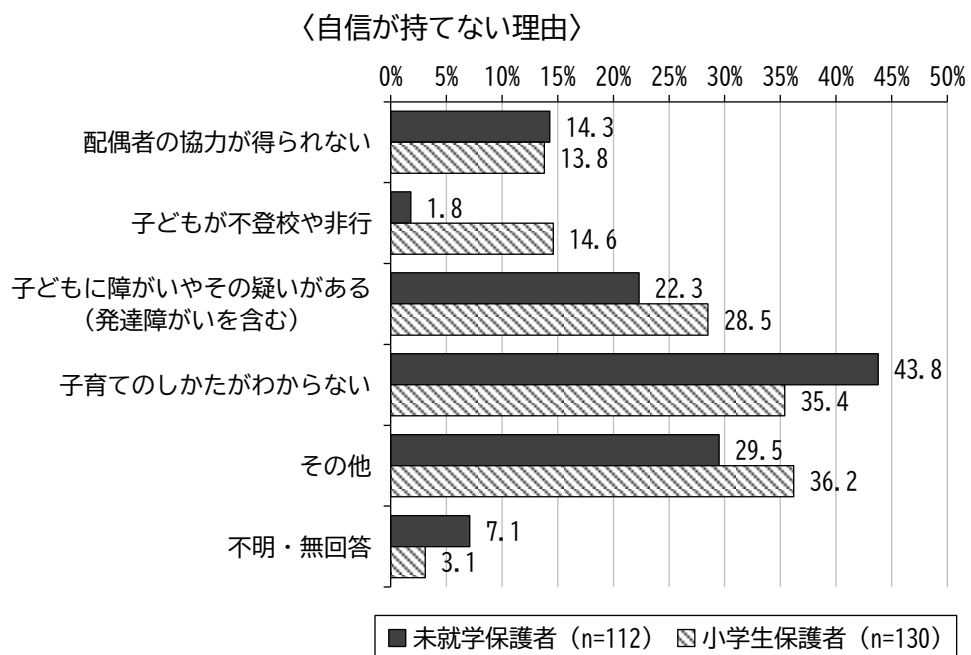
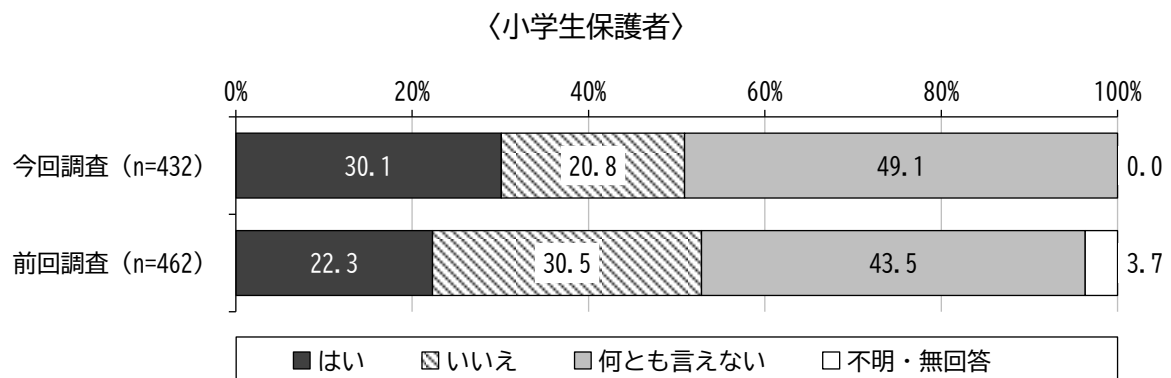
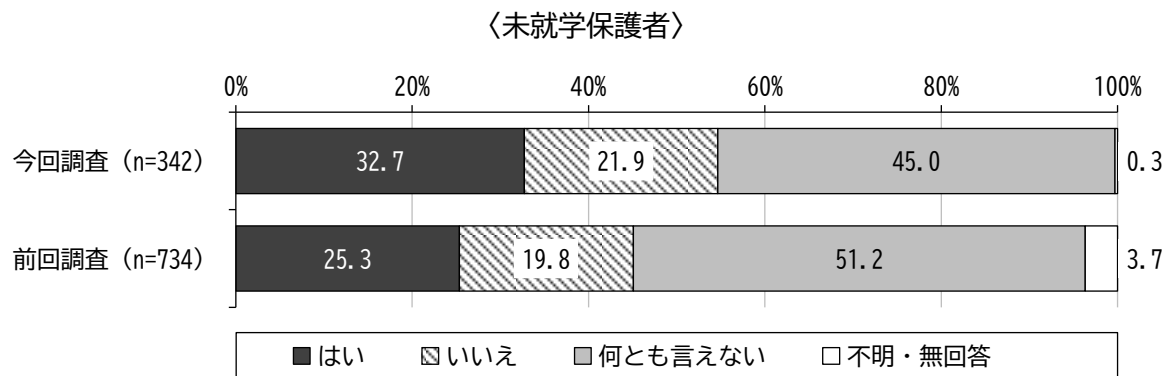
父親は、「取得した(取得中である)」が前回調査に比べ大幅に増加しましたが、「取得していない」は83.0%と多くの男性が育児休業を取得していない状況です。また、父親の「取得していない」理由は、「仕事が忙しかった」が最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」となっており、職場の環境が主な要因として挙げられています。

④子育てに関して不安感や負担感などを感じるか【ニーズ調査】



「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」の合計は就学前保護者と小学生保護者ともに5割を超えており、前回調査に比べ、不安感や負担感が増えている状況です。

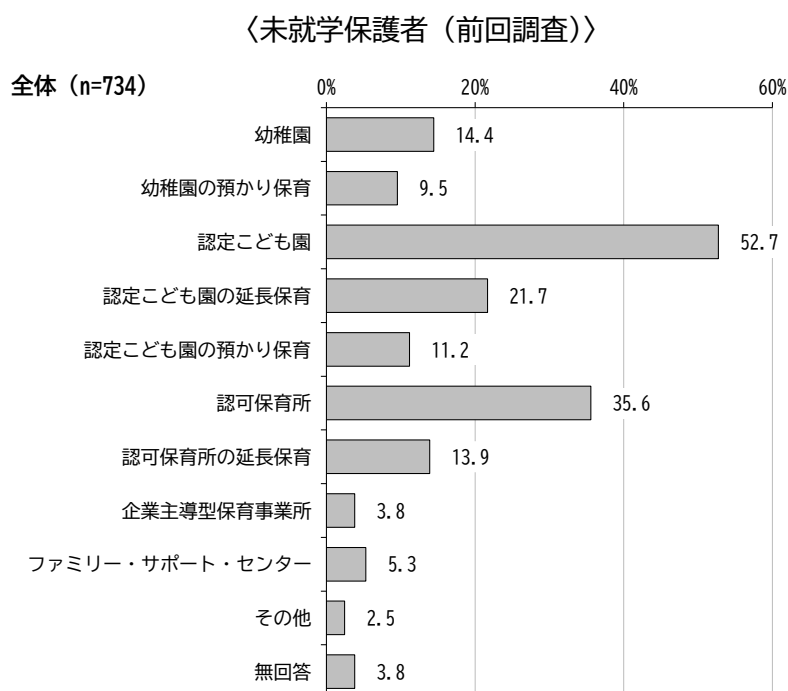
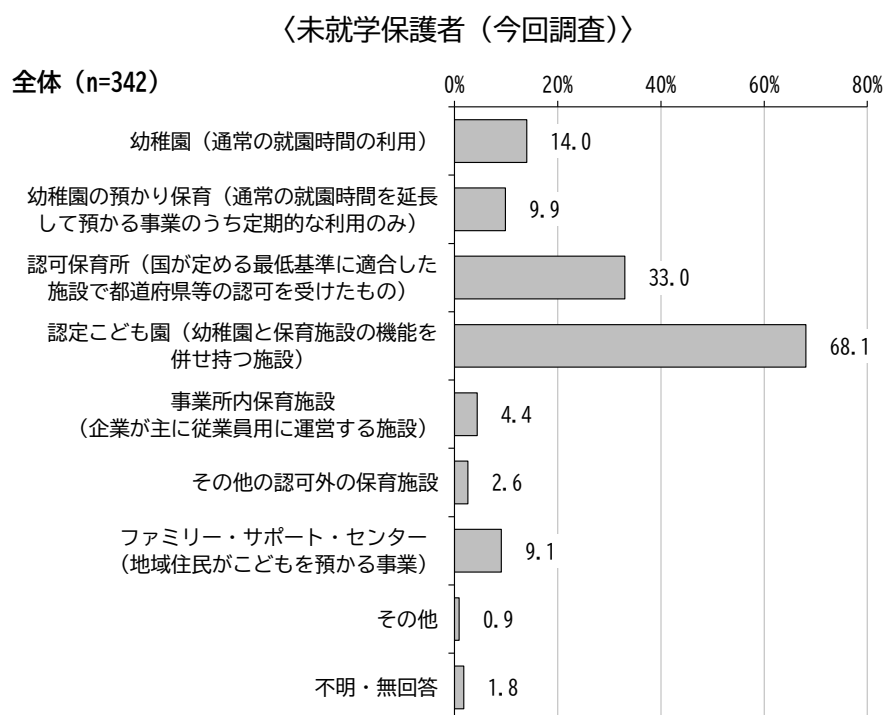
⑤子育てに自信が持てないことがあるか【ニーズ調査】



未就学保護者と小学生保護者ともに子育てに自信が持てないことがある割合が増えています。自信が持てない理由としては、「子育てのしかたがわからない」が多くなっています。

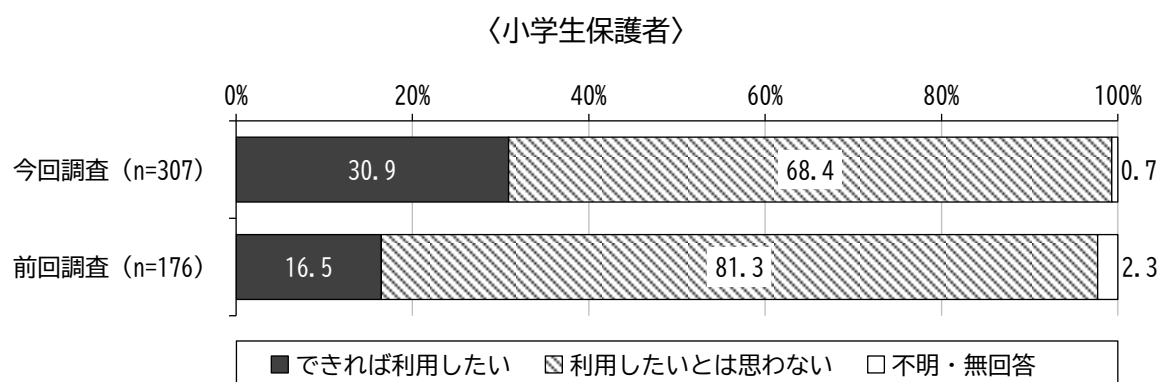
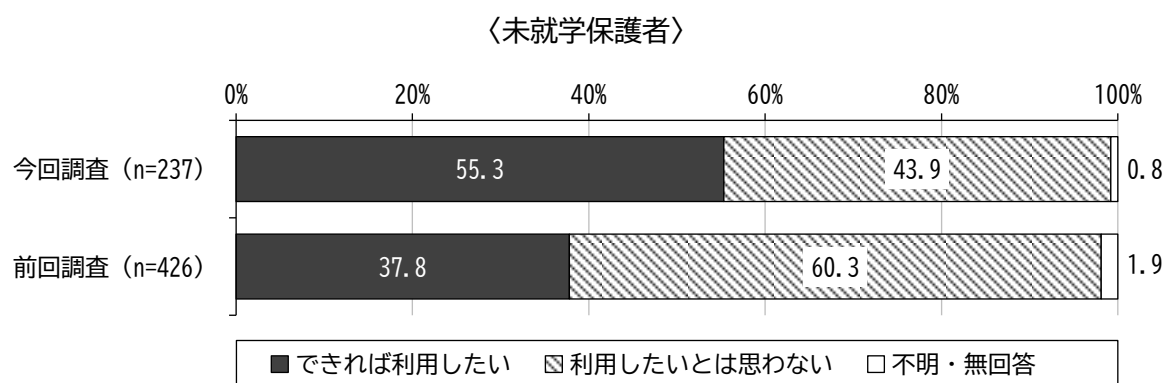
(2) 子育て支援サービスの利用について

①「定期的に」利用したいと考える平日の教育・保育事業【ニーズ調査】



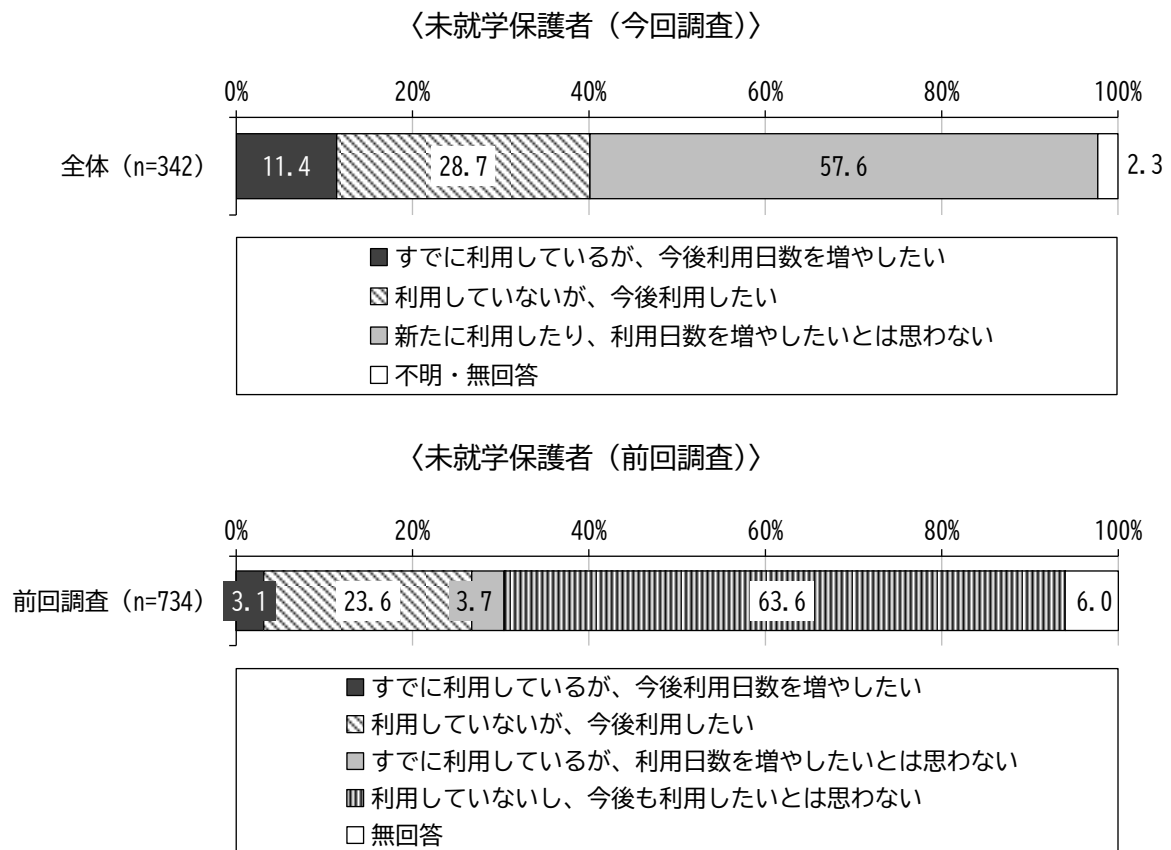
前回調査に比べ、認定こども園のニーズが大幅に増えており、15.4ポイント増加しています。また、ファミリー・サポート・センターも前回調査から増加しています。

②病児・病後児のための保育施設の利用意向



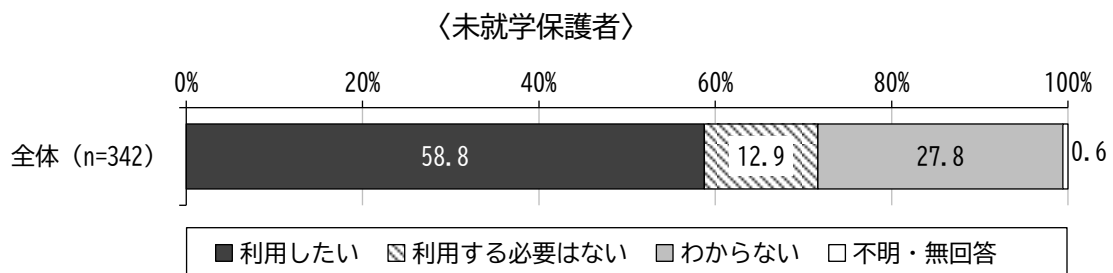
前回調査に比べ、「できれば利用したい」が未就学保護者と小学生保護者ともに増えています。特に未就学保護者は 55.3% で前回調査から 17.5 ポイント増加しました。

③地域子育て支援拠点事業の利用状況・利用意向



前回調査に比べ、利用意向は増えています。「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と「利用していないが、今後利用したい」の合計は 40.1%で前回調査から 13.4 ポイント増加しています。

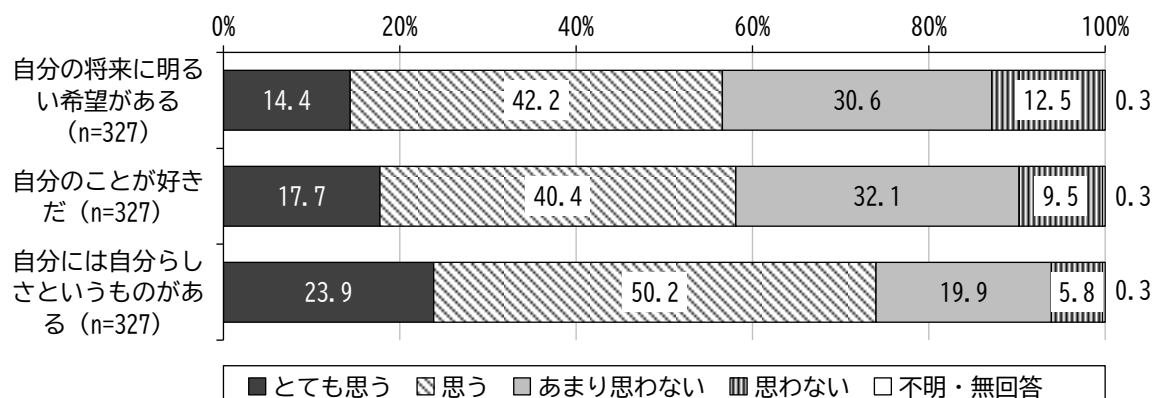
④こども誰でも通園制度の利用意向【ニーズ調査】



「利用したい」は 58.8%と高いニーズがある状況です。

(3) こども・若者の現状と将来について

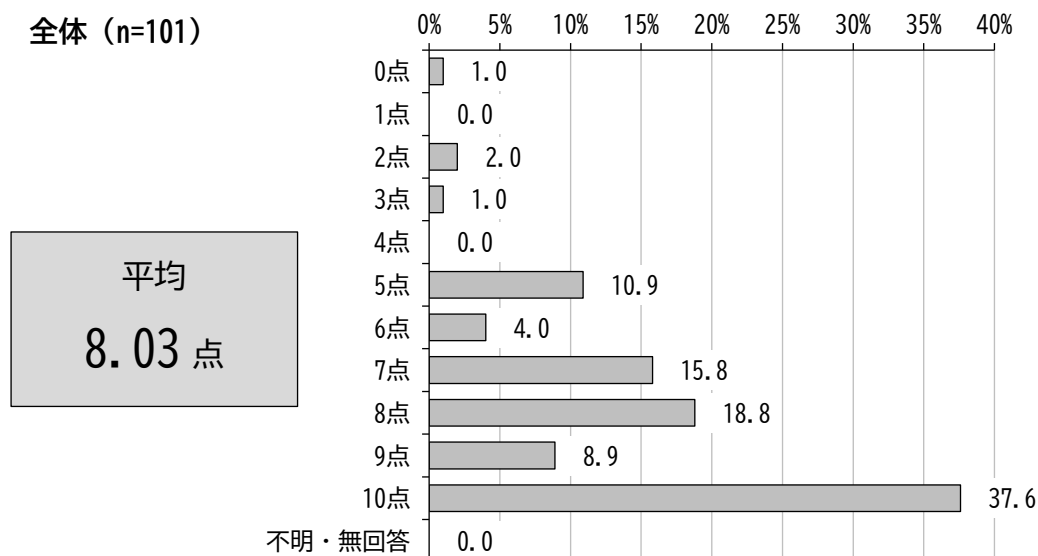
①自身への考え【こども・若者調査】



「あまり思わない」と「思わない」の合計をみると、「自分の将来に明るい希望がある」と「自分のことが好きだ」とともに4割以上となっており、自己肯定感や将来への希望を持ちづらいこども・若者が多いことが分かります。また、「自分には自分らしさというものがある」においても25.7%となっており、自分らしさを見つけられていないこども・若者が一定数いる状況です。

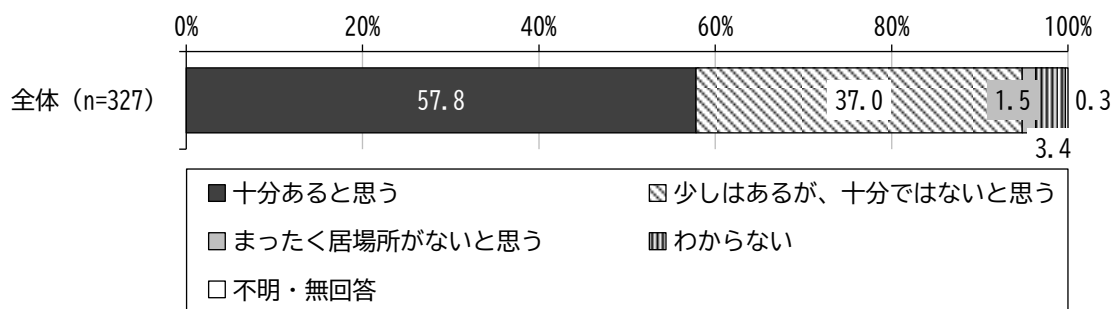
②最近の生活への満足度【熊本県生活実態調査】

〈小学5年生・中学2年生児童・生徒〉



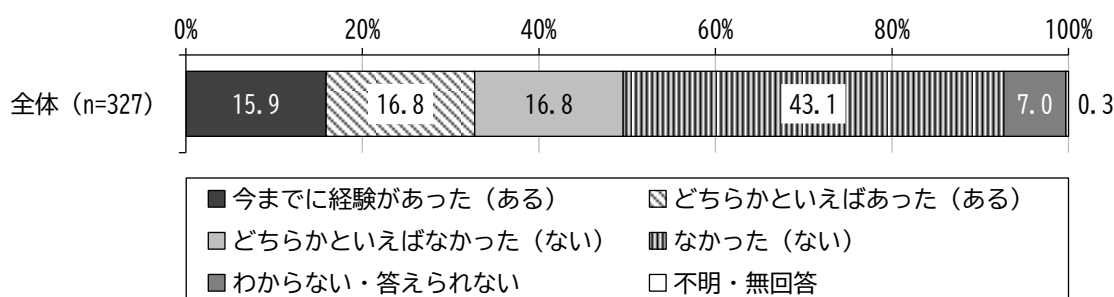
最近の生活への満足度は、平均が8.03点で、0点から10点のうち「10点」の割合が最も高くなっています。

③居場所があると思うか【こども・若者調査】



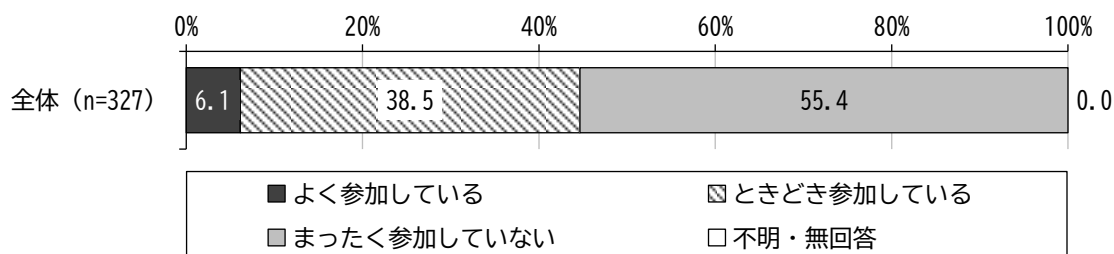
居場所について、「少しはあるが、十分ではないと思う」と「まったく居場所がないと思う」の合計が38.5%となっています。

④社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験があったか（あるか）【こども・若者調査】



社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験について、「今までに経験があった（ある）」と「どちらかといえばあった（ある）」の合計が32.7%となっています。

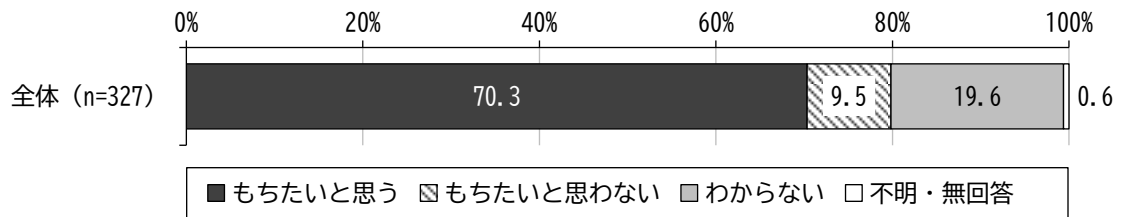
⑤地域の活動や行事への参加状況【こども・若者調査】



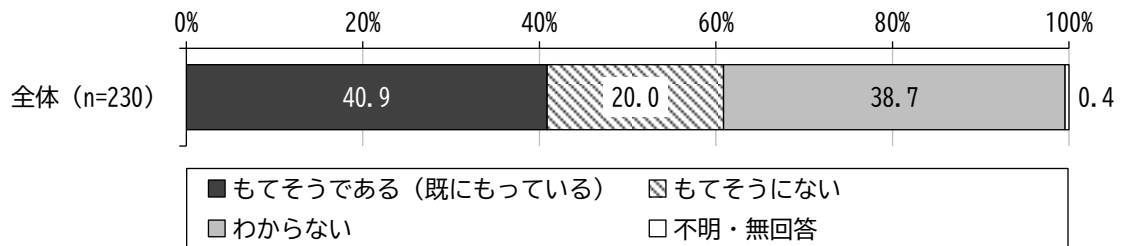
地域の活動や行事に「まったく参加していない」は55.4%と半数以上となっています。

⑥子どもをもつことへの考え【こども・若者調査】

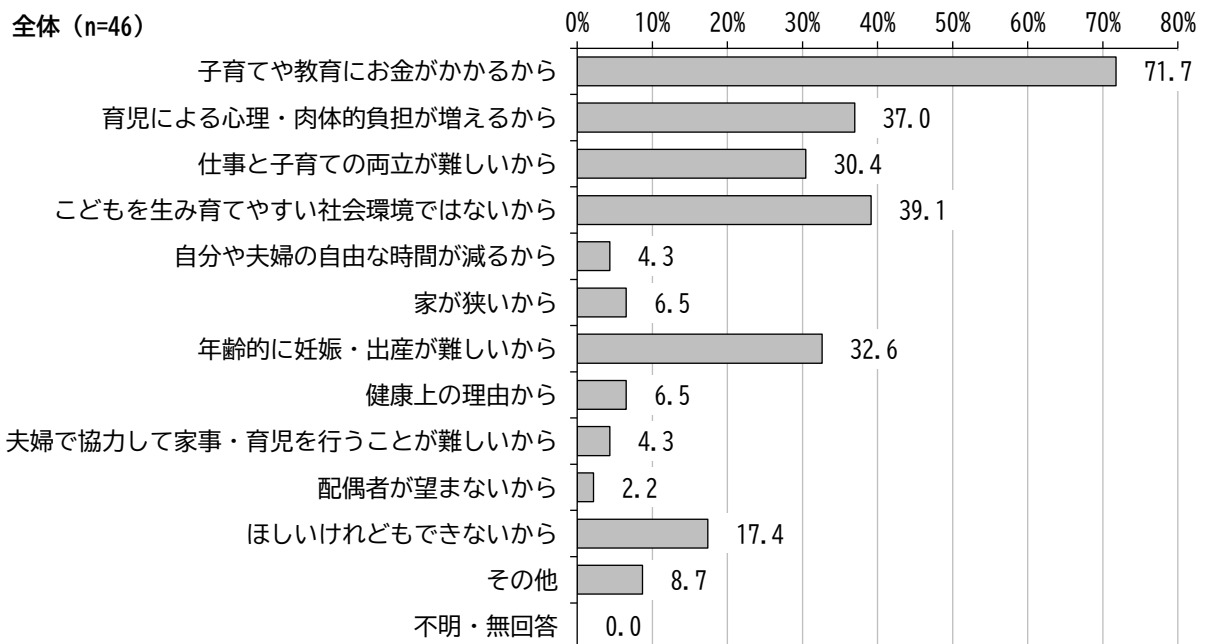
〈「子どもをもちたいと思うか」の状況〉



〈「理想とすることどもの数をもてそうか」の状況〉



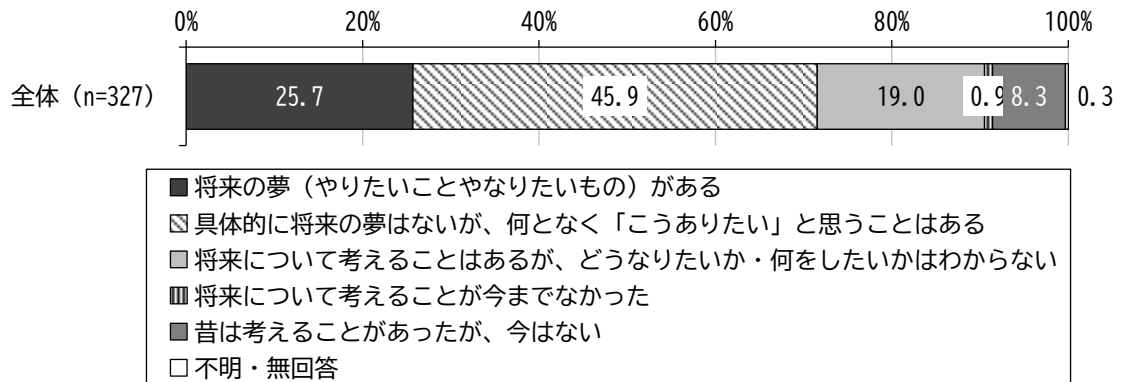
〈「理想とすることどもの数をもてそうにない理由」の状況〉



子どもを「もちたいと思う」は70.3%となっています。

理想とすることどもの数を持てそうかに対しては、20.0%が「もてそうにない」と回答しており、その理由として、金銭面や社会環境、心身の健康への不安が多く挙げられています。

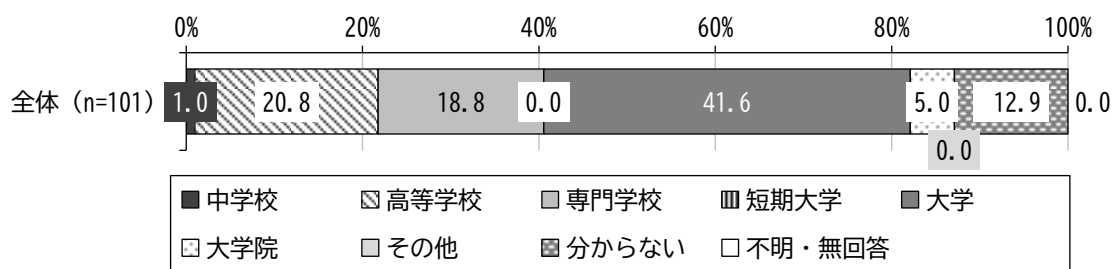
⑦将来についてどのように考えているか【こども・若者調査】



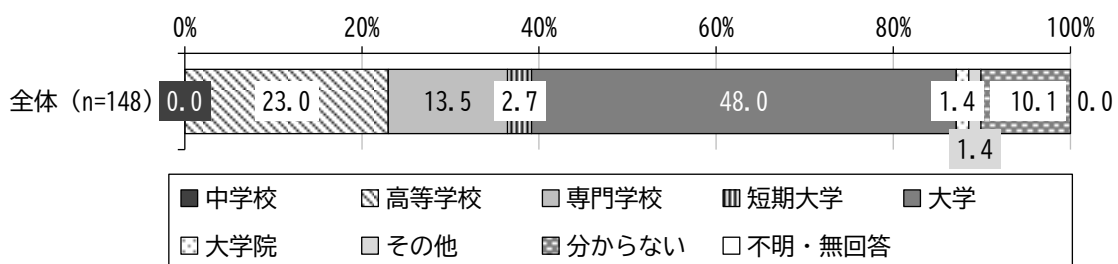
「将来について考えることはあるが、どうなりたい・何をしたいかわからない」、「将来について考えることが今までになかった」、「昔は考えることがあったが、今はない」の合計は 28.2%と将来についてのイメージができていないこども・若者が3割程度いる状況です。

⑧将来の進学希望【熊本県生活実態調査】

〈小学5年生・中学2年生児童・生徒の「どの学校まで進学したいか」〉



〈小学5年生・中学2年生保護者の「自分のこどもをどの学校まで進学させたいか」〉

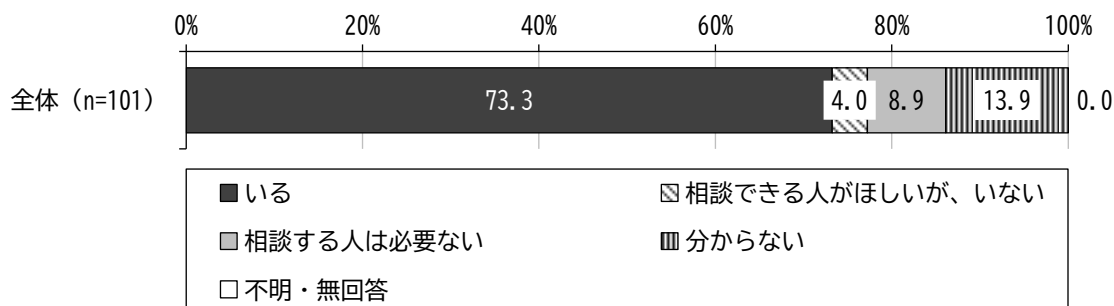


将来の進学希望として「大学」と「大学院」の合計は、児童・生徒と保護者ともに5割程度となっています。

（４）相談・情報提供について

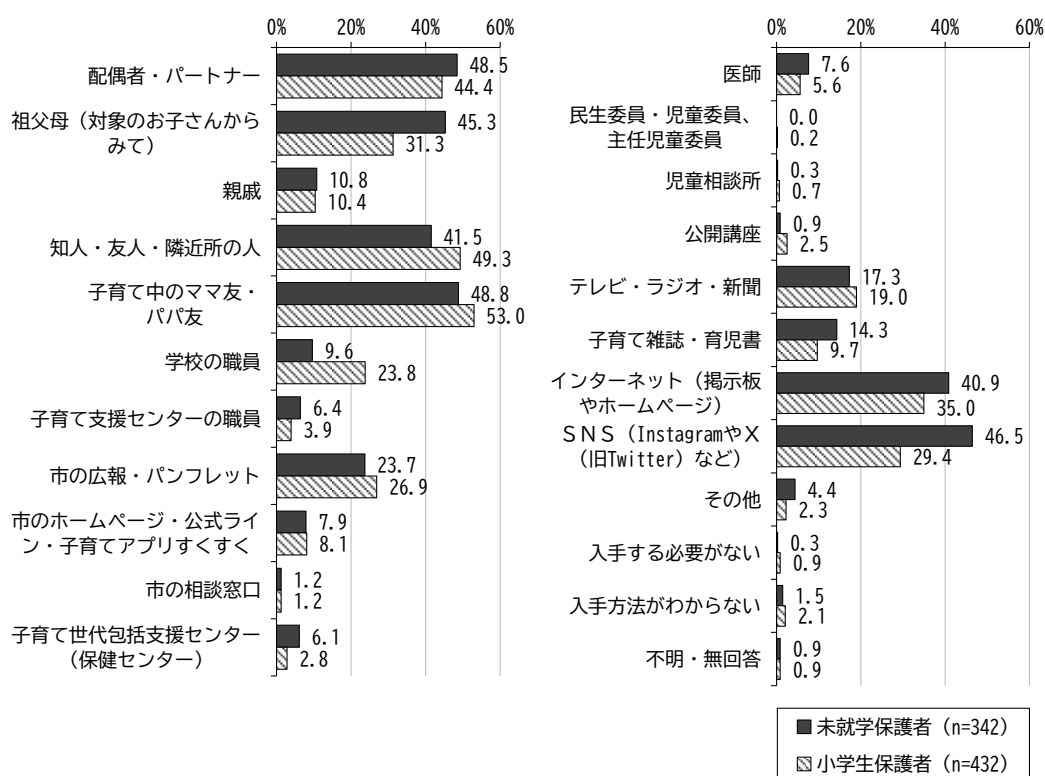
①悩みを相談できる人はいるか【熊本県生活実態調査】

〈小学5年生・中学2年生児童・生徒〉



悩みを相談できる人が「いる」は、73.3%となっており、いざというときに相談できない可能性がある児童・生徒が一定数いることが分かります。

②子育てに関する情報をどこから得ているか【ニーズ調査】



子育てに関する情報源として、「子育て中のママ友・パパ友」や「配偶者・パートナー」など身近な人が多くなっています。また、「インターネット（掲示板やホームページ）」や「SNS（InstagramやX（旧Twitter）など）」のニーズが高いことがうかがえます。

3. 関係団体アンケート調査結果のとりまとめ

令和6年度に実施した関係団体アンケート調査の結果を以下にとりまとめを行いました。

(1) こども・若者の状況について

①活動を通して感じるこども・若者の困り事

項目	内容
学習について	・勉強についていけない。 ・宿題・自主勉強について相談できない。
生活習慣・家庭環境について	・携帯、テレビゲーム等の普及により、睡眠時間が十分に取れなかったり、遊び方や言葉遣いが荒くなっている。 ・マスクを外すことができない・非言語コミュニケーションが低下している。 ・タブレットやスマホの利用について、管理が難しい。 ・保護者の生活習慣が乱れることによって、こどもに影響を及ぼしている。 ・保護者と意見が合わない。 ・弟や妹の世話を自分がしなければいけない。 ・両親の仲が悪い。 ・兄弟姉妹と扱いが不平等である。 ・少数ではあるが、自分が置かれている家庭環境（ヤングケアラー、ネグレクトなど）が異常なことではないと認識している。
友人等の人間関係について	・周りからどう思われているか、どう評価されているかをとても気にしている。生活環境の差が大きい。 ・人とコミュニケーションがうまくとれない。 ・友人や先生との関係がうまくいかない。 ・いじめられる。学校に行きたくない。SNS等で仲間外れにされる。 ・周りの友だちがゲームやインターネット等、スマホやタブレットにばかり集中していて、話すこと、遊ぶことが互いにない。相談できない。
居場所について	・遊ぶ場所がない。公園でボール遊びができない。 ・放課後の居場所がない。 ・ふるさとに帰って来たいが、満足な仕事がない。若者がたくさん帰ってこれる人吉市になってほしい。 ・夏休みで家に居る事が多くなっているが、暑すぎてクーラーのある場所じゃないと熱中症になりそう。 ・昼間保護者が働きに出ているわけでもないのに、こどもだけを家においており、夕方（夜）にならないと戻って来ない家もあるが、そういうこどもたちの居場所がないのではないかなと思う。 ・本当に困っている子や若者がもっと関わりやすい、悩みごとを言える、何でも話せる人、場所が少ない。

(2) 地域課題について

①子ども・若者を取り巻く市や地域の環境や取り組みについて改善が必要なこと

- ・情報が届く人とそうでない人でサービスの格差がある。
- ・相談をしても対応していただけるまでに時間がかかることが多い。
- ・公共の交通機関や施設を利用する機会が少ないこと。
- ・外でなにかしたいと思えるような地域の環境づくりがされていないから、水害やコロナ後、余計に家でネット、携帯、タブレットゲームをする子、扱う子が増えた。
- ・子供会の行事が減ってきている。
- ・近所づき合いが希薄になり、無関心がふえた。
- ・こどもたちの遊び場がない。身近に伸び伸びと走り回ったり、友達や地域の人と触れ合える場がないため、室内にこもってしまう。
- ・医療資源が少ないことにより、圏域外の医療機関を受診しなければならない。
- ・発達障がいの可能性のある児童が増加している中、支援を必要とする児童へ対応する支援員の数不足を感じている。通常学級も支援学級も児童のメンバーによって、学級崩壊となっているようなケースも見られる。
- ・閉鎖的な地域の環境。選択肢が少ない。障がい者への偏見が未だに残っている。発達障がいへの理解が乏しく、特に祖父母の理解が得られにくい。

②子ども・若者及びその家庭の状況をもれなく把握し、声を上げにくい人を支援につなげるために必要だと感じていること。

- ・個人情報の問題もあるので、やはり最初のきっかけとしては、学校や行政が状況のある程度把握する（気づく）必要があると思う。そこから支援につなげていくためには、声をあげにくい人達と根気強く向き合う専門的なマンパワーと、それを支える体制づくりが必要。
- ・親だけでなく、こどもたちのコミュニケーションの中でつながれる物があればと思う。
- ・支援が必要であること＝恥ずかしいこと、情けないことではないということを伝え続けること（自己責任ばかりではない）。
- ・もっと気軽に相談できる窓口となる場所、人。
- ・地域のつながりを持つ、声をかけることに躊躇することのない環境を作ること。どのような人にどんな支援があるのかを分かりやすく知らせる仕組みづくり。申請のしやすさとの対応の早さ。
- ・さまざまな面での弱者ももちろん把握したいが、全てのこども若者の声（例えば、文化面、進路面での高いレベルの学びの場）を把握することこそ、人吉の未来をつくることだと思っている。
- ・地域の方から、今はなかなか地域にどんな子がいるのか把握しづらいという声が上がっている。お互いの顔を知る機会があるといいと思う。

(3) こども・若者の居場所について

①現在の人吉市には、こども・若者の居場所はあると思うか。

項目	件数(割合)
十分にあると思う	1件(1.8%)
あるが十分でない	45件(80.4%)
ない	7件(12.5%)
不明・無回答	3件(5.4%)

②こども・若者にとって安心して過ごせる居場所をつくっていくためには、どのような視点や機能などが必要だと思うか。

- ・ こどもの年齢に関係なく、無料で安全に過ごせる場所。
- ・ 同年代のこどもと話せる場所。遊べる場所が校区ごとにあると、安心して過ごせる。
- ・ 複雑さ(手続き)がなく、誰でも自由に入れる場所。せっかくその様な場所に行っても、学習しなければならなかったり、指導を受けるような所では、安心は出来ない。
- ・ 交通手段がないと行けない所などでは、そもそも気力がなくなるので、どの地域でも学校から近い場所等、歩いて行ける距離。
- ・ 各校区にあるコミュニティセンターにこどもが自由に出入りできるスペースを設け、学習機能や相談機能をもたせる。
- ・ こどもたちに寄り添える視点が重要。大人(親や教師)の価値観で物事を進めて行くことが多い。本当にこどもたちの意見を聞いているか疑問。
- ・ 地域型のスポーツクラブ、カルチャーサークル、公園、図書館、短期アルバイトまたはボランティア、こども食堂等。
- ・ 延長保育や学童などの利用をし、こどもが一人で過ごす時間を可能な限りなくしたり、登下校等の見守りを地域の方に協力してもらうなどして、徹底して行くことが必要。
- ・ 自然を活かした開放的な場所。
- ・ 現在の社会資源(福祉サービス事業所や図書館、公民館等)の活用の工夫。

（４）支援活動をより充実させるために、協力や支援を求めたいこと

①行政に求めたいこと。

- ・助成金の継続や団体スタッフの相談窓口。
- ・困りごとを抱えている方、声をあげにくい方など、見落とされがちな方々の声を取りこぼさないような仕組み・体制づくり。
- ・発達障がいなど支援が必要なこどものために市と連携する中で、学童クラブ側にも当該児童の情報を詳しく教えてほしいと思うことがある。
- ・金銭的な支援ではなく、もっとこどもたち、老人の方が困っていることをきちんととらえて、現実的な支援をすることが必要。
- ・支援活動ができる人を増やすための、積極的な呼びかけや広告。
- ・こどもたちがもっと相談に行きやすい場所、こどもが安心して過ごせる場所。
- ・人員確保。とにかく動ける人の数が足りない。特別支援教育支援員や学校業務支援員、事務職員、用務員等、職員（教員）の業務負担の軽減が、こどもへの支援の充実につながる。
- ・児童や職員の安全確保のための迅速な施設・設備の保安全管理に対する協力。
- ・総合スポーツクラブを立ち上げて、こどもの運動の機会を増やす。
- ・実際にこどもたちにしっかり関わっている方からの意見を重視してほしい。過度な支援により「やってもらって当たり前」と思う保護者が増えないような支援。困窮者が困窮を抜けだせるような支援。
- ・不登校児童生徒の増加や、家庭支援が必要な家庭の増加等に対応するため、人吉市のスクールソーシャルワーカーが必要。

②地域の人たちに求めたいこと。

- ・活動するときのボランティア協力。
- ・声かけしあうなど、とにかく「こういう場所がある」という事を広めてほしい。
- ・地域の方との伝統的な遊びや工芸づくり、町の歴史巡りなどの交流ができると良い。
- ・こどもたちの通学路の見守り（下校時など）。
- ・こどものことで何かあれば学校に連絡していただくことはありがたいが、地域のこどもは地域で育てるという意識で積極的にこどもに関わってほしい。
- ・地域で子育てをするという視点。

4. 第2期計画の取り組みの評価

第2期計画に記載されている取り組みについて、実施状況进行评估しました。

(1) 計画全体の達成状況

目標項目	内容	目標値	現状値	達成状況
年間出生数	出生数が年間 219 人を維持する。	219 人	168 人 (令和3年実績)	未達成
子育てに対する不安感や負担感	就学前児童を持つ保護者で、子育てに不安感・負担感を感じないと回答した割合。	40%	38.0%	未達成
子育て環境や支援への満足度	就学前児童を持つ保護者で、子育て環境や支援に満足していると回答した割合。	30%	14.0%	未達成

資料：目標項目「年間出生数」の現状値は熊本県衛生統計年報

目標項目「子育てに対する不安感や負担感」と「子育て環境や支援への満足度」の現状値は子育て支援に関するニーズ調査

(2) 個別計画の取り組み状況の評価

具体的な取り組みを担当課により4段階評価しました。さらに、その結果を施策ごとに集計したうえで平均値を算出し、以下の基準により総合評価しました。

評価区分	基準となる状況
A	十分できている (3.5 以上)
B	できている (3.5 未満 2.5 以上)
C	あまりできていない (2.5 未満 1.5 以上)
D	できていない (1.5 未満)

①子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画に基づく取り組み

基本目標1 安心して子育てできる環境づくり

基本施策	主な取り組み内容	評価
①質の高い教育・保育の総合的な提供	地域に開かれた子育て支援施設としての機能充実を図るとともに情報発信を行う。	B
②子どもと親への健康支援	子育て世代包括支援センター（すくすく子育てセンター）を中心に妊娠、出産、子育て期における切れ目のない母子保健サービスの充実や健康診査等の事業に取り組み、子育て家庭に生じる不安や親のストレス解消に努める。	A
③育児不安を軽減する子育て支援	親がこどもの成長発達過程を理解した上で、適切な関わり方や育児方法を身につけることができ、親が不安や悩みを自ら解決する力を身につけ、安心して楽しく子育てができる環境づくりを行う。	B
④経済的な支援	幼児教育・保育の無償化をはじめとして、法令等に基づく児童手当といった各種手当の支給やこども医療費等の助成を行い、引き続き子育て家庭への経済的負担の軽減を図る。	A
⑤障がいのある子どもとその家庭への支援	発達相談等を実施しながら保健・福祉・教育など関係機関が連携し、保育園・認定こども園・幼稚園の就学前支援を小学校等に途切れることなく引き継ぎ、こどもの適性とニーズに合わせた親子支援を継続できるような環境づくりを行う。 また、障がいの有無にかかわらず、誰もが尊重される社会を実現するうえで、こどもの頃からの交流や親や社会全体への啓発活動を行い、支援体制の構築に向けた助言等を行う。	B
⑥ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭等を支援し生活の安定と向上を図り、こどもの健全な成長を確保するため、国の法制度に基づき経済的支援を実施するとともに、個々の家庭の状況に応じ、子育てや生活支援、就業支援、こどもへのサポートなど、総合的な自立支援を行う。	B

基本目標2 子育てを地域で支える環境づくり

基本施策	主な取り組み内容	評価
①交流の場の提供	つどいの広場「ほっとステーション九ちゃんクラブ」を核として、子育てに関する情報交換や相談機能の充実、交流の場の提供といった環境づくりを行うとともに、子育てネットワークの充実を図る。	A
②子育て支援の担い手育成	地域で子育て親子を支援するボランティアや民間団体の担い手を育成し、子育てを地域ぐるみで支えあい、補い合うことができるような環境づくりを図る。	A
③地域の見守り体制づくり	地域ぐるみでの見守りを行っていくと同時に、人吉市要保護児童対策及びDV対策協議会における取組を強化し、虐待防止対策の充実を図り、虐待やいじめのない、子育てがしやすい環境づくりを行う。	B

基本目標3 子育てと仕事が両立できる環境づくり

基本施策	主な取り組み内容	評価
①ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスについて普及・啓発を図り、保護者がしっかりとこどもに向き合い、喜びを感じながら子育てができるような環境づくりを行う。	B
②多様な就労ニーズに応じた支援	こどもの健やかな育ちを支え、保護者の多様な働き方への対応や子育てに対する不安感、負担感の軽減を図るため、さまざまな保育サービスや子育て支援サービスを提供するとともに、多様なニーズに対してきめ細かく情報提供を行い、利用に結びつける。	A

基本目標4 こどもの健やかな成長に向けた環境づくり

基本施策	主な取り組み内容	評価
①子どもの心と体の健康づくり	親子が健康のための正しい知識を身につけ、こどもの健やかな成長・発達につながる支援の充実を図る。	B
②子どもの生きる力の育成	自分に権利があるのと同じように、他人にも権利があることを理解し、自分だけでなくみんなが幸せになるために、お互いの権利を大切に社会のルールを守ることの重要性を周知・啓発します。	B
③自覚と責任ある親育ちの支援	社会全体で家庭教育を支援する体制づくりを目指し、保護者の意識や意欲を高めるため、保護者自身の学びの機会を提供する。	C
④体験機会の提供	地域社会、地域住民の協力のもと、地域を主体とした文化活動やスポーツ活動、各種体験活動、地域間交流活動を推進し、こどもたちに異年齢の縦のつながりの人間関係を構築できるような環境づくりを行う。	B

基本目標5 子どもと子育て家庭に安全・安心な環境づくり

基本施策	主な取り組み内容	評価
①事故や犯罪から子どもを守る体制整備	こどもが犯罪や交通事故に巻き込まれたりしないように、地域の目で守り、犯罪防止、抑制につなげていき、安全・安心なまちづくりを目指す。	A
②虐待やいじめから子どもを守る体制整備	こどもの様子やサインをいち早く察知し、児童虐待やいじめからこどもを守るため、こども・子育て相談員を配置し、相談機能の充実を図り、地域社会全体で早期発見、保護などの支援を行う。また、要保護児童対策及びDV対策協議会においても、関係機関との情報共有を図り連携強化に努める。	A
③安全・安心な環境の整備	こどもと一緒に気軽に外出することができるよう、公園などの遊び場や道路の整備、維持管理など、子育てにやさしい環境づくりを推進する。	B

②子どもの貧困対策推進計画に基づく取り組みの評価

基本方針1 教育の支援

基本施策	主な取り組み内容	評価
①学校教育の充実	基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図る指導と学習習慣を身に付けさせる指導や自立した生き方ができるよう、基礎学力を保障する学校の取組を支援する。また、保育園・幼稚園・認定こども園から小学校、小学校から中学校へとこどもの育ちと学びを円滑につなげられるよう、こどもの成長を切れ目なく支援する。	A
②学校を窓口とした福祉関係部門等との連携	学校やこどもが抱える貧困を含めたさまざまな問題解決に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の力を活用し、各学校における相談体制の充実を図る。また、貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、学校、学校教育課、福祉課などが連携し、総合的なこどもの貧困対策を展開する。	B
③地域の人材を活用した学びの場づくり	地域の教育力を活用し、夏休みは小学3年生、放課後は小学4、5年生を対象に、学力向上のためのパワーアップ教室を開講するとともに教育・保育施設や学校等において、高齢者など地域の人材を活用した学びの場を提供する。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することでこどもの広い学びを支援する。	B
④就学前教育・保育の充実	幼児教育・保育の無償化を着実に推進するとともに、子育て家庭のさまざまなニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、病児保育、障がい児保育など保育サービスの充実に取り組み、保護者の負担を軽減する。また、幼児教育と保育に携わる職員に対する研修の充実を図ることにより、幼児教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に努める。	A
⑤就学支援の充実	就学援助事業の一層の充実を図るため、小学校・中学校における周知に加え、市広報やホームページの活用など、いつでも知ることのできる広報に努める。	A
⑥地域における学習支援等	学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や学校支援地域本部事業により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。また、生活保護世帯のこどもを含む生活困窮世帯のこどもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、こどもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行う。	B

基本方針２ 生活・就労の支援

基本施策	主な取り組み内容	評価
①子どもたちの居場所づくり	小学校運動部活動の社会体育移行による新たな体制の構築に努め、放課後のこどもの居場所づくりにつながるよう支援する。また、高齢者や事業者など地域の人材を活用した多世代交流の推進やこども食堂などへの支援、こどもが安心して過ごす場所としてフリースペースの提供等に取り組み、こどもの居場所づくりを推進します。	A
②子どもの健康・生活への支援	妊婦健康診査、乳児訪問指導、乳幼児健康診査などの母子保健施策の取組を推進するとともに発達・発育に課題を抱えているこどもの支援の充実に取り組む。また、学校や地域と連携した食育の取組を行い、こどもの発育状況、栄養状況を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう食育や栄養指導の充実を図る。	A
③就労支援の充実	働くことに対する理解を深めるとともに、職業文化や経済・流通の仕組みを理解するため、中学生等を対象に職場体験を実施する。また、市内事業所に関する情報提供やハローワークや県と連携し、就職説明会や求人に関する情報提供などを行う。ひとり親家庭等の経済的な自立の支援に向けては、相談業務の充実や自立に向けた啓発に努め、能力開発を目的とする教育訓練受講や資格取得のための支援に取り組む。	B
④保護者の健康確保	保護者が健康診査やがん検診を受診しやすい体制を整備する。また、保健師などによる訪問指導や健康相談を実施し、保護者の健康に関する不安を解消する。	B
⑤保護者の教育力の向上	こどもが心身ともに健やかに成長を遂げて行く上で、家庭での教育は重要な役割を果たすことから、保護者に向けた家庭教育の充実を図るため、家庭教育学級等の学習機会の提供をはじめ、家庭教育・子育て支援に関する情報の提供を行う。	B
⑥暮らしへの支援	生活上の課題から悩みを抱えている保護者に対し、相談業務を行いながら、必要に応じて家事支援や育児支援を行い、関係機関へつなぐ。また、仕事・家庭生活・地域活動の調和を図るための普及・啓発活動に努める。	A

基本方針３ 経済的支援

基本施策	主な取り組み内容	評価
①生活を下支えする経済的な支援	貧困の状況にある家庭の生活を下支えするために、各種法制度等に基づき、生活保護費の支給や児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付等を含む経済的支援を行う。	A

基本方針4 連携体制等の構築

基本施策	主な取り組み内容	評価
①相談体制の整備・充実	子ども家庭総合支援拠点を設置し、学校、関係行政機関、地域企業、自治会その他関係者との連携を強化するとともに、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会において具体的な支援策を講じ、関係機関と連携して訪問を実施するなど、適切な支援を行う。また、子育て世代包括支援センターを活用したワンストップサービスの窓口として機能の充実や相談を適切な対応に結び付けるために、各種研修会への参加による職員のスキルアップ、専門職員の配置など各機関の体制充実と連携強化を図る。	A
②関係機関による連携強化・ネットワークの整備	既にある多様な相談体制や機関の充実を図るとともに、関係機関が持つ知識や技能を活かした支援ネットワークの強化に努める。また、子育て世代包括支援センターの充実や、スクールソーシャルワーカーの活用を図り、学校と福祉関係機関などの連携・協働を推進し、貧困・虐待などこどもを取り巻く環境の調整・改善に取り組む。	A
③早期発見と必要な支援へのつなぎ	母子保健に関する各種サービスや保育施設、学校、放課後児童クラブ等のこどもに関わるあらゆる機関においてこどもの様子や保護者との関わりから家庭やこどもが抱える課題に気づき、必要なアドバイスを行うとともに関係機関への紹介やつなぎを行う。また、各種相談窓口や地域との連携により、早期に発見し専門機関につなぐことができる環境を整備する。	A
④子どもたちを応援する地域づくり	関係機関や民間と連携・協力し、地域資源の掘り起こしや育成、地域・民間の力を発揮する仕組みづくりを推進する。また、身近な地域での声かけや多世代交流の推進を行い、地域全体で子どもたちを応援するまちを目指す。	B

５．第２期計画の目標事業量の達成状況

（１）特定教育・保育事業

① １号認定（３～５歳）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	目標	221	213	202	192	189
	実績	239	221	233	198	197
確保方策	目標	267	267	267	267	267
	実績	265	240	255	240	235
過不足（確保方策実績－量の見込み実績）		26	19	22	42	38

② ２号認定（３～５歳）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	目標	543	524	495	471	464
	実績	560	542	508	450	418
確保方策	目標	645	645	645	645	645
	実績	626	579	554	532	485
過不足（確保方策実績－量の見込み実績）		66	37	46	82	67

③ ３号認定（０歳）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	目標	84	82	79	77	75
	実績	72	61	50	50	43
確保方策	目標	189	189	189	189	189
	実績	172	155	148	139	134
過不足（確保方策実績－量の見込み実績）		100	94	98	89	91

④ ３号認定（１・２歳）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	目標	365	360	361	351	341
	実績	409	357	315	328	284
確保方策	目標	436	436	436	436	436
	実績	432	396	388	379	371
過不足（確保方策実績－量の見込み実績）		23	39	73	51	87

(2) 地域子ども・子育て支援事業

○利用者支援事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み(箇所)	2	2	2	2	2
	確保方策(箇所)	2	2	2	2	2
実施箇所(箇所)		2	2	2	2	2

○地域子育て支援拠点事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み(人日/月)	146	144	142	139	134
	確保方策(箇所)	1	1	1	1	1
利用実績(人日/月)		246	—	106	235	
実施箇所(箇所)		1	1	1	1	1

※本市の地域子育て支援拠点である「九ちゃんクラブ」は新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨被災のため令和2年4月13日から令和3年5月31日まで閉館

○妊婦健康診査

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み(人回)	3,164	3,094	2,996	2,912	2,828
	確保方策	医療機関にて個別実施。初回～14回、歯科1回。妊娠～出産前まで。				
利用者数(人回)		2,483	2,227	2,094	1,814	

○乳幼児全戸訪問事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み(人/年)	226	221	214	208	202
	確保方策	実施体制：助産師(1名)または保健師(3～4名)で対応 実施機関：人吉市保健センター				
実績(人/年)		182	162	174	150	
実施体制		助産師1名 保健師3名	保健師4名	助産師1名 保健師4名	助産師2名 保健師3名	助産師1名 看護師1名 保健師6名

○養育支援訪問事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み(件/年)	52	51	49	48	46
	確保方策	実施体制：助産師（1名）または保健師（3～4名）で対応 ※育児・家事援助については、ヘルパー派遣（委託業務）において実施				
実績(件/年)		41	67	67	69	
実施体制		保健師3名	保健師3名	保健師3名	保健師3名	保健師7名

○子育て短期支援事業

◆ショートステイ

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み(人日)	10	10	10	10	10
	確保方策(箇所)	4	4	4	4	4
利用実績(人日)		1	14	3	6	
実施箇所(箇所)		2	2	2	2	2

※実施箇所数の他に里親宅においても実施。

◆トワイライトステイ

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み(人日)	5	5	5	5	5
	確保方策(箇所)	2	2	2	2	2
利用実績(人日)		0	0	0	0	
実施箇所(箇所)		2	2	2	1	1

○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み(人日)	300	291	284	275	267
	確保方策(箇所)	1	1	1	1	1
利用実績(人日)		13	182	197	190	
実施箇所(箇所)		1	1	1	1	

○一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み（人日）	13,386	12,933	12,219	11,637	11,451
	確保方策（人日）	13,386	12,933	12,219	11,637	11,451
	量の見込み※（実人数）	56	54	51	48	48
	確保方策※（実人数）	56	54	51	48	48
利用実績（実人数）		—	11	20	13	

※計画値では、量の見込みと確保方策ともに人日で算出していましたが、集計方法を実人数での算出に変更したことに伴い、計画値を実人数で算出しなおしました。算出方法は以下の通りです。

計画値（実人数）＝計画値（人日）÷20（日）÷12（月）

○一時預かり事業（幼稚園型を除く）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み（人日）	403	392	380	365	357
	確保方策（箇所）	15	15	15	15	15
利用実績（人日）		—	90	135	227	
実施箇所（箇所）		13	13	13	13	13

○時間外保育事業（延長保育事業）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み（人日）	605	589	570	548	536
	確保方策（人日）	605	589	570	548	536
利用実績（人日）		540	449	426	393	

○病児保育事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み（人日）	600	600	600	600	600
	確保方策（人日）	600	600	600	600	600
利用実績（人日）		244	316	215	263	

○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み（人日）	517	534	554	562	554
	確保方策（人日）	517	534	554	562	554
	施設数（箇所）	10	10	10	10	10
利用実績（人日）		419	420	470	428	
実施箇所（箇所）		10	11	13	12	13

6. 現状・課題のまとめ

(1) こども・若者の育成環境について

- ・こども・若者調査によると、居場所があると思うかに「少しはあるが、十分ではないと思う」と「まったく居場所がないと思う」と回答した割合の合計が約4割となっています。
- ・こども・若者調査によると、地域の活動や行事に「まったく参加していない」割合が55.4%と半数以上となっています。
- ・関係団体アンケート調査によると、活動を通して感じるこども・若者の困り事の内容から「安心して過ごせる居場所」や「学習への支援」、「学校等での人間関係形成への支援」が求められています。
- ・関係団体アンケート調査によると、現在の人吉市には、こども・若者の居場所はあると思うかに「あるが十分でない」と「ない」と回答した割合の合計が92.9%となっています。また、居場所づくりにおいて必要な視点や機能として、「自由に利用できる」や「こどもの意見を反映させる」、「身近な場所にある」が挙げられています。



地域との連携を強化しながら、全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるよう、こどもの意見をとり入れた利用しやすい居場所づくりや地域全体でこども・若者の成長を支えられる体制整備が必要です。

(2) こども・若者や子育て世帯の心身の健康づくりについて

- ・こども大綱では、「子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすること」が重要事項として示されています。
- ・ニーズ調査によると、子育てに関して不安感や負担感などを感じるかにおいて、「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」の合計は就学前保護者と小学生保護者ともに5割を超えており、前回調査に比べ、不安感や負担感が増えている状況です。
- ・熊本県生活実態調査によると、悩みを相談できる人はいるかに「いる」は、73.3%となっており、いざというときに相談できない可能性がある児童・生徒が一定数いる状況です。
- ・こども・若者調査によると、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験について、「今までに経験があった（ある）」と「どちらかといえばあった（ある）」の合計が32.7%となっています。
- ・関係団体アンケート調査によると、「携帯、テレビゲーム等の普及により、睡眠時間が十分に取れていない」や「保護者の生活習慣が乱れることによって、子どもに影響を及ぼしている」との意見が挙げられました。



母子保健事業のさらなる充実による、親も子も身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送るための取り組みや心理的不安やストレスを抱えたときに気軽に相談できる体制づくりが重要です。

(3) 子育て環境や支援について

- ・ニーズ調査によると、未就学児童保護者の就労状況は、父親は 94.2%、母親は 85.1%が「フルタイム」もしくは「パートタイム・アルバイト」となっており、多くの家庭で働きながら子育てを行っている状況です。
- ・ニーズ調査によると、未就学保護者父親の育児休業の状況は、「取得していない」は 83.0%と多くの男性が育児休業を取得していない状況です。また、父親の「取得していない」理由は、「仕事が忙しかった」が最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」となっており、職場の環境が主な要因として挙げられています。
- ・ニーズ調査によると、未就学保護者と小学生保護者ともに子育てに自信が持てないことがある割合が増えています。自信が持てない理由としては、「子育てのしかたがわからない」が多くなっています。
- ・ニーズ調査によると、病児・病後児保育施設と地域子育て支援拠点事業の利用意向が前回調査から増加しています。
- ・ニーズ調査によると、子育てに関する情報源として、「子育て中のママ友・パパ友」や「配偶者・パートナー」など身近な人が多くなっています。また、「インターネット（掲示板やホームページ）」や「SNS（Instagram や X（旧 Twitter）など）」のニーズも高い状況です。
- ・関係団体アンケート調査によると、支援活動推進において必要なこととして「支援が必要な人の声をとりこぼさないしくみ・体制づくり」が挙げられています。



保育・教育サービスや子育て支援サービスを充実させ、全てのこどもが健やかに成長できる環境を整備するとともに、仕事と子育ての両立や子育て当事者のニーズに応じた支援・情報提供を推進し、子育て世帯の負担や不安の軽減に努めることが重要です。

(4) こども・若者の希望を実現できる地域づくりについて

- ・こども大綱において、こどもや若者の社会参画を進めることは、『こども・若者の状況やニーズをより的確に踏まえ、より実効性のある施策展開につながる』『こどもや若者の自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる』とされています。
- ・こども・若者調査によると、自分の将来に希望があるに「あまり思わない」と「思わない」の合計は 4 割以上となっています。
- ・こども・若者調査によると、こどもを「持ちたいと思う」は約 7 割となっています。また、理想とするこどもの数を持てそうかに対しては、20.0%が「持てそうにない」と回答しており、その理由として、金銭面や社会環境、心身の健康への不安が多く挙げられています。
- ・こども・若者調査によると、将来についてのイメージができていないこども・若者が 3 割程度いる状況です。



こども・若者が自分らしく、幸せに成長していくために、こどもたちの意見やニーズを把握しながら、不安解消に向けた支援を充実させ、生活基盤を支えていくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

これまで、本市では平成27年3月に策定した「人吉市こども・子育て支援事業計画」にて『「いのちを育み、えがお煌（キラ）めく、ひとよし」～子ども達の笑顔があふれ、市民みんなが輝くまち～』を基本理念として掲げ、第2期計画までその基本理念を継承し、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、子ども・子育て支援に取り組んできました。

そのような中で、こども大綱などに示されたように国では「こどもまんなか社会」を目指すことを掲げ、こども・若者を当事者の目線も含みながら、一元的に支える方針を打ち出しました。本市においても、この流れを汲みながら、こどもたちの未来を地域全体で育てるまちを目指していく必要があります。

【基本理念】

みんなが笑顔で 自分らしく暮らせるまち

こどもまんなか ひとよし

2. 基本目標

(1) ライフステージ共通施策の基本目標

1 こども・若者の権利を守る

こども・若者の権利を守ることは「こどもまんなか社会」の実現に不可欠なことです。全てのこども・若者が差別や大人の都合などに左右されないよう、こども・若者の権利の理解促進や意見表明の機会づくりに向けた取り組みを進めるとともに、権利が守られない状況にいるこども・若者への支援に取り組めます。

2 こども・若者の命・健康を守る

こども・若者の健やかな成長には、健康や命が守られる環境が重要です。全てのこども・若者が虐待や犯罪から守られ、自殺に追い込まれない体制を整備するとともに、医療的ケアが必要なこども・若者への支援を行います。

3 こども・若者の成育環境をつくる

良好な成育環境を整備することは、こども・若者の成長にとって重要です。生涯を通じた学びの場や豊かな体験の機会の提供に努め、豊かなキャリア形成への支援を行うとともに、居場所づくりや地域コミュニティの形成を推進し、いきいきと暮らせるまちをつくれます。

4 こども・若者の生活を支援する

こどもが成長していく過程においては、一人ひとりの置かれている状況によって多様な課題や困りごとが生じます。その解決には、一人で抱え込まず、周りが適切にサポートすることが不可欠です。相談体制や情報提供体制、子育て支援サービスを充実させるとともに貧困状態にあるこども・若者への支援に取り組み、安心して生活できる環境を整備します。

(2) ライフステージごとの施策の基本目標

ライフステージに応じて切れ目なく支援する（誕生から若者世代・子育て世帯まで）

これまでの子育て支援の取り組みにおいても「切れ目のない支援」は重要とされており、こどもの成長に応じて切れ目なく保健・福祉の取り組みを進める体制づくりに努めてきました。今後は、次代の親となる若者世代まで切れ目なく支援が行える体制の整備を進めていきます。

また、こども・若者や子育て家庭を取り巻く環境が変化していく中で各ライフステージに応じて保健・福祉・教育の支援を適切に行い、年齢によって支援が途切れないよう切れ目なく推進していきます。

3. 施策の体系

《基本理念》 みんなが笑顔で 自分らしく暮らせるまち こどもまんなか ひとよし

基本目標		基本施策
1. ライフステージ共通施策	1 こども・若者の権利を守る	・ こどもの権利の理解促進 ・ 意見表明の機会づくり ・ ヤングケアラーへの支援 ・ 障がい児への支援
	2 こども・若者の命・健康を守る	・ 健康づくりの推進 ・ 児童虐待の防止 ・ 医療的ケア児への支援 ・ 自殺対策 ・ 犯罪からこども・若者を守る取り組み
	3 こども・若者の 成育環境をつくる	・ 生涯を通じた学びへの支援 ・ 体験の機会の提供 ・ 居場所づくりの推進 ・ 地域コミュニティの形成
	4 こども・若者の 生活を支援する	・ 相談体制の確保 ・ 情報提供体制の整備 ・ こどもの貧困対策の推進 ・ 子育て支援サービスや施設などの整備
2. ライフステージごとの施策	1 こどもの誕生から 幼児期までの支援	・ 切れ目のない保健・医療の確保 ・ 保育・教育環境の整備 ・ 育児への支援
	2 児童・生徒期への支援	・ 学校教育の充実と環境の整備 ・ 健康保持への支援 ・ 心のケアの充実と不登校のこどもへの支援
	3 若者への支援	・ 就労支援 ・ 高等教育の充実 ・ 結婚支援
	4 子育て世帯への支援	・ 経済的支援 ・ 家庭教育への支援 ・ 共働き・共育での推進